## 平成十八年国土交通省令第十一号

送事業者に係る届出等に関する省令 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸

第三項、第五十五条、第五十六条第一項、第六十八条第二項及び第三項、第六十九条並びに第七十 理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令を次のように定める。 条第三項、第四項及び第六項の規定に基づき、及び同法を実施するため、エネルギーの使用の合 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第五十四条第二項及び (定義

第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等 以下「令」という。)において使用する用語の例による。 理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号。 に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。)及びエネルギーの使用の合

(特定貨物輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出)

通を提出してしなければならない。 法第百五条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第一による届出書一

旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力)とする。 力が令第十条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その 中欄に掲げる輸送能力(以下この条において「輸送能力」という。)(次年度以降における輸送能 法第百五条第二項の国土交通省令で定める事項は、 前年度の末日における令第十条の表の

(特定貨物輸送事業者に係る指定の取消しの申出)

第四条 法第百五条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければ

(特定貨物輸送事業者の中長期的な計画の提出

通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行第五条 法第百六条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第三による計画書一 うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければ

という。)については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算 間」という。)の終期の属する年度の六月末日までに、様式第三による計画書一通を提出すれば して五年を超えない範囲内で特定貨物輸送事業者が定める期間(以下この項において「計画期 前項の規定にかかわらず、法第百六条第一項の規定による計画(以下この項において「計画」

に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーる者(計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度 度」という。)に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギ セントを超える場合を除く。) を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度(以下この項において「申請前々年 ギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合 計画を提出する年度の前年度(以下この項において「申請前年度」という。)に係るエネル 消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下であ

二 申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要 場合を除く。 化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適 た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者(計画期間の各年度 適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得 適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最

> 3 終期の属する年度の六月末日までに、様式第三による計画書一通を提出すれば足りる。 画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定貨物輸送事業者が定める期間 画」という。)については、計画を提出する年度の前年度からその内容に変更がないときは、計 第一項の規定にかかわらず、法第百六条第二項の規定による計画(以下この項において「計

(特定貨物輸送事業者の定期の報告)

第六条 法第百七条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四による報告書一 なければならない。 通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに 行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してし

第七条 法第百七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とす

- エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量
- 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置 法第百三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び同条第三項に規定する指針に従って

物ごとに算定した量を合算して得られる量 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨

五.

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出 非化石エネルギーの使用状況

(特定旅客輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出)

第八条 法第百二十九条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第五による届出 書一通を提出してしなければならない。

第九条 法第百二十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十四条 輸送能力が令第十四条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあって の表の中欄に掲げる輸送能力(以下この条において「輸送能力」という。)(次年度以降における は、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力)とする。

(特定旅客輸送事業者に係る指定の取消しの申出)

第十条 法第百二十九条第三項の規定による申出は、様式第六による申出書一通を提出してしなけ ればならない。

(特定旅客輸送事業者の中長期的な計画の提出)

ればならない。 書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までR十一条 法第百三十条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第七による計画 に行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなけ

2 期間」という。)の終期の属する年度の六月末日までに、様式第七による計画書一通を提出すれ起算して五年を超えない範囲内で特定旅客輸送事業者が定める期間(以下この項において「計画 画」という。)については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から 前項の規定にかかわらず、法第百三十条第一項の規定による計画(以下この項において「計

る者(計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度 度」という。)に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギ を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度(以下この項において「申請前々年 ギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合 計画を提出する年度の前年度(以下この項において「申請前年度」という。)に係るエネル 消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下であ

- 最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最 場合を除く。) 化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適 た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者(計画期間の各年度 適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得 申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要
- 終期の属する年度の六月末日までに、様式第七による計画書一通を提出すれば足りる。 画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定旅客輸送事業者が定める期間の 画」という。)については、計画を提出する年度の前年度からその内容に変更がないときは、計 (特定旅客輸送事業者の定期の報告) 第一項の規定にかかわらず、法第百三十条第二項の規定による計画(以下この項において「計

告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限<br />
\*\*十二条 法第百三十一条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第八による報 してしなければならない。 までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出 2

第十三条 法第百三十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項

- エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量
- 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況
- って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置 法第百二十七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び同条第三項に規定する指針に従
- 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

エネルギーの使用の効率

- 非化石エネルギーの使用状況
- (法第百三十四条第一項の国土交通省令で定める者) エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

第十四条 法第百三十四条第一項の国土交通省令で定める者は、 次の各号のいずれかに該当する者

- 自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等
- (平成十七年法律第八十六号) 第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法
- 八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

(認定管理統括貨客輸送事業者の認定の申請)

- 第十五条 法第百三十四条第一項の規定により認定管理統括貨客輸送事業者の認定を受けようとす を国土交通大臣に提出しなければならない。 る者(以下この条において「申請者」という。)は、 様式第九による申請書及びその写し各 二 通
- 2 ナニョルら気則として「引以内こ、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記百三十四条第一項の定めに照らしてその内容を審査し、同項の認定をするときは、その提出を受国力を選げ目に「前より請うし 明証し十十二 [1] [1] 名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。 国土交通大臣は、前項の認定の申請に係る申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第
- 3 の規定に基づき認定する。」 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十四条第 国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、 その旨及びその理由を記載した様式第十による

項

知書を当該申請者に交付するものとする。

2

(法第百三十四条第一項第一号の国土交通省令で定める要件)

- 第十六条 法第百三十四条第一項第一号の国土交通省令で定める要件は、密接関係貨客輸送事業者
- 一貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。
- 一 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を推進 するための体制
- の措置を統括して管理する方法 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のため

(令第十五条第一項の車両数に換算した数)

- 第十七条 令第十五条第一項の車両数に換算した数は、貨物輸送事業者である場合にあっては令第 で除して得た数に同表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分が鉄道による貨物の輸送であるものの下 十条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる数を同表の下欄に掲げる数 欄に掲げる基準(次項において「基準」という。)を乗じた数とする。
- の表の上欄に掲げる旅客の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる数を同表の下欄に掲げる数で除る一年の東面数に換算した数は、旅客輸送事業者である場合にあっては令第十四条 して得た数に基準を乗じた数とする。

(認定管理統括貨客輸送事業者の認定の取消しを行う場合の手続)

第十八条 国土交通大臣は、法第百三十四条第二項の規定に基づき、 者に通知するものとする。 認定を取り消すときは、その旨及びその理由を様式第十一による書面により当該認定を受けた 同条第一項の認定を受けた者

(認定管理統括貨客輸送事業者の中長期的な計画の提出)

- 第十九条 までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わ計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限 なければならない。 法第百三十五条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、 様式第十二による
- 2 画」という。) については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から1 前項の規定にかかわらず、法第百三十五条第一項の規定による計画(以下この項において「計 て「計画期間」という。)の終期の属する年度の六月末日までに、様式第十二による計画書一 起算して五年を超えない範囲内で認定管理統括貨客輸送事業者が定める期間(以下この項にお を提出すれば足りる。 Iから 通
- に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーる者(計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度 度」という。)に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギ を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度(以下この項において「申請前々年ギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合 セントを超える場合を除く。) 計画を提出する年度の前年度(以下この項において「申請前年度」という。)に係るエネ 消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下であ
- 最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最 場合を除く。) 化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適 た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者(計画期間の各年度 適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得 申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要
- 3 「計画」という。) 第一項の規定にかかわらず、 については、 法第百三十五条第二項の規定による計画(以下この項にお 計画を提出する年度の前年度からその内容に変更がないときは、

める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第十二による計画書一通を提出すれば足り 計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で認定管理統括貨客輸送事業者が定

(認定管理統括貨客輸送事業者の定期の報告)

限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期 出してしなければならない。 法第百三十六条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第十三による 4

第二十一条 法第百三十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、 前年度における次に掲げる事

エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

第三項又は第百二十七条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギー 法第百三条第一項又は第百二十七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び法第百三条 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

2

の使用の合理化等に関し実施した措置

くは営業運航距離の合計 物ごとに算定した量を合算して得られる量又は個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離若し 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨

エネルギーの使用の効率

非化石エネルギーの使用状況

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の申請)

第二十二条 ようとする貨客輸送事業者(以下この条において「申請者」という。)は、共同で、様式第十四 による申請書及びその写し各一通を、国土交通大臣に提出しなければならない。 法第百三十八条第一項の規定により貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の申請をし

交付するものとする。 認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に 携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該 受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該貨客輸送連 国土交通大臣は、法第百三十八条第一項の規定により貨客輸送連携省エネルギー計画の提出を

の規定に基づき認定する。」 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十八条第 一項

る通知書を申請者に交付するものとする。 国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十五によ

(認定貨客輸送連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請)

出しなければならない。 省エネルギー計画(法第百三十九条第四項において準用する法第百三十八条第四項の規定による二十三条 法第百三十九条第一項の規定により法第百三十八条第一項の認定に係る貨客輸送連携 て「申請者」という。)は、様式第十六による申請書及びその写し各一通を、国土交通大臣に提 百三十八条第一項及び法第百三十九条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者(以下この条におい の。以下「認定貨客輸送連携省エネルギー計画」という。)の変更の認定を受けようとする法第 変更の認定又は法第百三十九条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のも

わなければならない。 前項の申請書及びその写しの提出は、認定貨客輸送連携省エネルギー計画の写しを添付して行

3 めに照らしてその内容を審査し、当該貨客輸送連携省エネルギー計画の変更の認定をするとき けた場合において、速やかに法第百三十九条第四項において準用する法第百三十八条第四項の定国土交通大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る貨客輸送連携省エネルギー計画の提出を受

> ように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。 は、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次の

において準用する同法第百三十八条第四項の規定に基づき認定する。」 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十九条第四

国土交通大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十

七による通知書を申請者に交付するものとする。 (認定貨客輸送連携省エネルギー計画の軽微な変更)

第二十四条 法第百三十九条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、 次に掲げるものとす

通大臣が認める変更 前号に掲げるもののほか、認定貨客輸送連携省エネルギー計画の実施に支障がないと国土交法第百三十八条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者の名称又は住所の変更

出書を国土交通大臣に提出しなければならない。 出をしようとする法第百三十八条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者は、 法第百三十九条第二項の規定により認定貨客輸送連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届 様式第十八による届

(認定貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の取消しを行う場合の手続)

第二十五条 国土交通大臣は、法第百三十九条第三項の規定に基づき、認定貨客輸送連携省エネル ギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を様式第十九による書面により当該認定 を受けた者に通知するものとする。

(認定貨客輸送連携省エネルギー計画の定期の報告)

第二十六条 法第百四十一条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、貨物輸送事業者にあっ ときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。 ばならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難である ては様式第二十、旅客輸送事業者にあっては様式第二十一による報告書一通を提出してしなけ

第二十七条 法第百四十一条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項のう 法第百三十八条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る事項とする。

エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

物ごとに算定した量を合算して得られる量若しくは個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨

又は営業運航距離の合計 エネルギーの使用の効率

(特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出)

**第二十八条** 法第百四十三条第三項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十二に よる届出書一通を提出してしなければならない。

第二十九条 法第百四十三条第三項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十 る輸送能力が令第十六条第二項に規定する基準以上にならないことが明らかである場合にあって 六条第一項に規定する輸送能力(以下この条において「輸送能力」という。)(次年度以降におけ は、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力)とする。

(特定航空輸送事業者に係る指定の取消しの申出)

第三十条 法第百四十三条第四項の規定による申出は、様式第二十三による申出書一通を提出して なければならない。

(特定航空輸送事業者の中長期的な計画の提出)

第三十一条 法第百四十四条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十四に 期限までに行うことが困難であるときは、 よる計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該 行わなければならない 国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに

- 期間」という。)の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十四による計画書一通を提出 起算して五年を超えない範囲内で特定航空輸送事業者が定める期間(以下この項において「計画 画」という。)については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から 前項の規定にかかわらず、法第百四十四条第一項の規定による計画(以下この項において「計
- 度」という。)に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギ る者(計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度 を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度(以下この項において「申請前々年 ギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合 に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パー 消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下であ 計画を提出する年度の前年度(以下この項において「申請前年度」という。)に係るエネル
- 化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超えるの前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適 場合を除く。 た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者(計画期間の各年度 適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得 最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最 申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要

セントを超える場合を除く。)

- の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十四による計画書一通を提出すれば足りる。 計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定航空輸送事業者が定める期間 「計画」という。)については、計画を提出する年度の前年度からその内容に変更がないときは、 (特定航空輸送事業者の定期の報告) 第一項の規定にかかわらず、法第百四十四条第二項の規定による計画(以下この項において
- 該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までよる報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当 に提出してしなければならない。 法第百四十五条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第二十五に
- 第三十三条 項とする。 法第百四十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事
- エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量
- 輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況
- 条第三項及び第百二十七条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギ 法第百三条第一項及び第百二十七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況並びに法第百三 の使用の合理化等に関し実施した措置
- 得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量 エネルギーの使用の効率 輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて
- 非化石エネルギーの使用状況
- エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (光ディスクによる手続)
- の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。 画書又は当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第二十六 に第六条、第十二条、第二十条、第二十六条及び第三十二条の報告書の提出については、当該計 第五条第一項、第十一条第一項、第十九条第一項及び第三十一条第一項の計画書並び
- 前条の光ディスクは、 次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 日本産業規格Ⅹ○六○六及びⅩ六二八二又はⅩ○六○六及びⅩ六二八三に適合する直径百二
- 十ミリメートルの光ディスク 日本産業規格Ⅹ○六○九又はⅩ○六一一及びⅩ六二四八又はⅩ六二四九に適合する直径百二

(電子情報処理組織による申請等の指定)

第三十六条 この省令において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年 条第一項の申請書(以下「届出書等」という。)の提出とする。 十条、第二十六条及び第三十二条の報告書又は第十五条第一項、 第十一条第一項、第十九条第一項及び第三十一条第一項の計画書並びに第六条、第十二条、 十四条第二項及び第二十八条の届出書、第四条、第十条及び第三十条の申出書、第五条第一項、 法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定に基づき、 に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、第二条、第八条、 第二十二条第一項及び第二十三

(事前届出)

- 第三十七条 電子情報処理組織 (国土交通大臣の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。 客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(以下この条において「所轄地方 様式第二十七による電子情報処理組織使用届出書を国土交通大臣又は貨物輸送事業者若しくは旅 処理組織をいう。以下同じ。)を使用して前条の規定により届出書等を提出しようとする者は、 同じ。)と届出書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報 運輸局長」という。)にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 別符号を付与するものとする。 国土交通大臣又は所轄地方運輸局長は、前項の届出を受理したときは、 当該届出をした者に識
- 3 地方運輸局長に届け出なければならない。 止するときは、遅滞なく、様式第二十八又は様式第二十九によりその旨を国土交通大臣又は所轄 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃
- 4 続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。 (届出書等の提出の入力事項等) 国土交通大臣又は所轄地方運輸局長は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継
- 第三十八条 電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者は、当該届出書等の提出 等を提出しなければならない。 理組織を使用して届出書等を提出しようとする者がその使用に係る電子計算機において設定した すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該電子情報処 を書面等(情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。)により行うときに記 暗証符号(次条において「暗証符号」という。)を、当該電子計算機から入力して、

(届出書等の提出において名称を明らかにする措置)

- 第三十九条 届出書等の提出においてすべきこととされている署名等(情報通信技術活用法第三条 規定する主務省令で定めるものは、第三十七条第二項の規定により付与される識別符号及び暗証 第六号に規定する署名等をいう。)に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に 符号を電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から 入力することをいう
- (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則との関係)
- 第四十条 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭 書の提出があったときは、それぞれ様式第二十七、様式第二十八又は様式第二十九による届出書和五十四年通商産業省令第七十四号)様式第四十三、様式第四十四又は様式第四十五による届出 の提出があったものとみなす。

第四十一条 局長を経由して提出することができる。 又は報告書は、それぞれ輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支 法、 令又はこの省令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書、申出書、計画書

第九十三号)の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律

# (平成二六年一月一七日国土交通省令第三号)

第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の (経過措置) (施行期日) (平成二十六年四月一日) から施行する。

第二条 法第五十六条第一項(法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。) かわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。る法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令別記様式第四、第八及び第十二にか の規定による報告の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関す

## 則 (平成二七年五月二二日国土交通省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 則 (平成二八年三月三一日国土交通省令第二六号)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)

か

第一条この省令は、 (施行期日)

一項(同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定による報告第二条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第五十六条第 基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令別記様式第四、第八及び第十二にかかわらず、 ら施行する。 様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に 平成 2

### 二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。 則 (平成二八年五月二七日国土交通省令第四九号)

(施行期日)

### 第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

一項(同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定による報告第二条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第五十六条第 九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。 基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第四、第八及び第十二にかかわらず、 様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に

# (平成三〇年一一月三〇日国土交通省令第八五号)

## (施行期日) この省令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

伞

2 に係る届出等に関する省令第五条第二項、第十一条第二項、 成三十年十二月一日)から施行する。 この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者 (経過措置) 第十九条第二項及び第三十一条第二

## 項の規定は、 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

令和二年三月三十一日までは、適用しない

この省令は、 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) から施

### 則 (令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号)

抄

(施行期日)

附

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行 等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。 政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

### 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)

附

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2 (経過措置) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、 ^繕って使用することができる。 当分の間、

これを取

## (令和五年三月三一日国土交通省令第一五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理 等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。 経過措置)

第二条 この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事 十日以後である報告から適用する。 業者に係る届出等に関する省令(次項において「新省令」という。)第七条第六号、第十三条第 、号、第二十一条第六号及び第三十三条第六号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年六月三

様式第二十五にかかわらず、報告書の提出の期限が令和六年六月三十日以後である報告から適用 告の様式については、新省令様式第四、様式第八、様式第十三、様式第二十、様式第二十一及び 百三十一条第一項、第百三十六条第一項、第百四十一条及び第百四十五条第一項の規定による報 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百七条第一項、 当該期限が令和五年六月三十日である報告については、 なお従前の例による。 第

		※受理年月日			
		※処理年月日			
	輸送能力届出書				
地方運輸局長	殿				
			年	月	日
	住 所				
	法人名				
	代表者の行	役職名			
	代表者の	氏名			
エネルギーの使用	の合理化及び非化石エネルギ	への転換等に関	引する治	<b>法律第</b>	105条第
項の規定に基づき、	次のとおり届け出ます。				
事 業 者 名					
	Ŧ				
主たる事務所の	電 話(	,			
所 在 地	FAX( — —	í			
	e-mail(	)			
	1. 鉄道による貨物の輸送				
	2. 事業用貨物自動車による	貨物の輸送			
貨物輸送区分	3. 自家用貨物自動車による	貨物の輸送			
	4. 船舶による貨物の輸送				

年度末

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  2 ※印を付した欄には記述しないこと。
  3 該当事項はその底前に付してある番号を○で囲むこと。
  4 次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第10条の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。
  5 既に特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄に当該特定輸送事業者指定番号と記入すること。

(両、台、総トン)

### 様式第2(第4条関係)

様式第1(第2条関係)

輸送能力

特定輸送事業者指 定 番 号

※受理年月日   ※設清年月日   ※設清年月日   ※設清年月日   ※投清年月日   ※投清年月日   地方運輸局長 殿 年 月 日 住 所   法人名 代表者の役職名 代表者の役職名 代表者の役職名 代表者の役職名 代表者の政策と基づき、特定貨物輸送事業者の指定の政消しを申し出ます。   特定輸送事業者の指定の政消しを申し出ます。   特定輸送事業者 名   章 華 号   章 華 名 日   中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日							
特定貨物輸送事業者指定取消申出書 地方運輸局長 殿  住 所 法人名 代表者の投職名 代表者の投職名 代表者の投職名 代表者の氏名 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第: 項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。  特定 部 書 著 名  主たる事務所 指定 に 係 者 名  主たる事務所 の 所 在 地 「F A X (			*:	受理年月日			
地方運輸局長 殿 年 月 日 住 所 法人名 代表者の役職名 代表者の役職名 代表者の役職名 代表者の氏名 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第: 項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。 特定 衛 夢 妻 者 名 〒 生たる事務所 電 話( — — ) で 1 ( 下 A X ( — — ) で 1 ( 下 B X ( — — ) で 1 ( 下 B X ( — — ) で 1 ( 下 B X ( — — ) で 1 ( 下 B X ( — — ) で 1 ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( 下 B X ( — — ) ( — — ) ( 下 B X ( — — — ) ( 下 B X ( — — — ) ( 下 B X ( — — — ) ( — — — ) ( 下 B X ( — — — ) ( — — — — — — — — — — — — — —			*	取消年月日			
年 月 日 住 所 法人名 代表者の役職名 代表者の役職名 代表者の氏名 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第: 項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。 特定輸送事業者 指 定 番 号 事 業 者 名  ・ 主たる事務所 の 所 在 地 「		特定貨	物輸送事業者指定取消	申出書			
住所 法人名 代表者の役職名 代表者の役職名 代表者の政職名 代表者の氏名 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第 項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者 指定番号 事業者名 「 主たる事務所 の 所在地	地方運輸	□	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
法人名 代表者の役職名 代表者の役職名 代表者の氏名 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第: 項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。  特定・商業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					年	月	日
代表者の役職名 代表者の民職名 (代表者の氏者 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律第105条第 項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。 特定輸送事業者 指定 産 番 号			住 所				
代表者の氏名 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第 項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の指定の販消しを申し出ます。 特定輸送事業者 指定審号 事業者名  「 主たる事務所 おる貨物輸送区分の 概要			法人名				
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第 項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。 特定輸送事業者 指定 定 番 号 事 業 者 名 〒 主たる事務所 電 話(			代表者の役職	名			
項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。 特定輸送事業者 指定 定 等 号 事 業 者 名 平 主たる事務所 電 話( 一 一 ) 主たる事務所 電 話( 一 一 ) で			代表者の氏名				
特定輸送事業者 指定 番号 事業者名 主たる事務所 電話( ) 主たる事務所 電話( ) ( = mail( ) 金	エネルギー	-の使用の合理化及	び非化石エネルギーへ	の転換等に	関する	去律第1	05条第
指定に係る異称所 電話( ) 主たる事務所 電話( ) 主たる事務所 電話( ) 所在地	項の規定に基			しを申し出る	ます。		
事業者名							
T			7				
生たる事務所		事業者名	_				
指定に係る貨物輸送区分の概要  (数数			Т				
おことは			電 話( -	_	)		
送区分の 概要 貨物輸送区分 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 輸 送 能 力 ( 年度末) 指 定 の 取消しを 申し出る ( 両、台、表トン)		の所在地		_	)		
概要			e-mail(		)		
食物輸送区分 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送 輸送能力 (年度末) (両、台、総トン) 指定の 取消しを 申し出る			1. 鉄道による貨物の	輸送			
3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送 輸送能力 (年度末) (両、台、総トン) 取消しを申し出る		40 M 4A 36 PT 43			輸送		
輸送能力 (年度末) (両、台、総トン) 指定の 取消しを 申し出る		貨物輸送区分	3. 自家用貨物自動車	による貨物の	輸送		
(年度末) (両、台、総トン) 指 定 の 取消しを 申し出る			4. 船舶による貨物の	輸送			
(年度末) (両、台、総トン) 指定の 取消しを 申し出る		輸送能力					
取消しを申し出る					(両、	台、総	トン)
申し出る							
		1					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

  - 1 この用紙の大きさは、日本産業規格私とすること。
    2 ※印を付した欄には記述しないこと。
    3 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
    4 輸送能力の欄については、前年度の末日における輸送能力を記入すること。
    5 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときは
    その旨を・輸送能力がエネルギーの使用の毎理化及び非化五エネルギーへの転
    換等に関する法律施行令第10条の基準以上となる見込みがなくなったときは
    当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

様式第3 (第5条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

### 中長期計画書

地方運輸局長 殿

年 月 B

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 106 条の規定に基づき、次のとおり提出します。

### I 特定輸送事業者の名称等

特定輸送事業者の名称等									
特定輸送事業者	皆指定番号								
事業者名							•	•	•
貨物輸送区分	鉄道による貨物の輸送     事業用貨物自動車による貨物の輸送     自家用貨物自動車による貨物の輸送     船舶による貨物の輸送     統約による貨物の輸送								
主たる事務所の所在地	電話 ( FAX ( e-mail (	-		_ _		) ) )			
中長期計画書の 提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、 当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の 中長期計画書の提出免除を								

- II エネルギーの使用の合理化に関する計画1. 計画期間

年度 ~

2. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

ъ. ргр⊲	LITIKU	1 1	100	17 13 134	10/9119	/94/15		
対	策		計	画	内	容	実施時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 k1/年)

3. 前年度計画書との比較

対	策	削除された計画	理 由	
対	策	追加された計画	理 由	

Ⅲ 非化石エネルギーへの転換に関する計画 1.計画期間

年度 ~ 年度 □計画内容に変更なし

- 非化石エネルギーへの転換の目標
   2-1. 定量的な目標
   (1) 電気車における非化石電気の使用割合

(1) EXTIGOR STILLE X-10/1010	
	目標
	年度
・□使用電気全体(自家発電を含む。) ・□外部調達電気	
に占める非化石エネルギーの割合	%

備考 非化石電気の割合(使用電気全体(自家発電を含む。)又は外部調達電気)は、記載する項目に■印を 付すこと。

### (2) 非化石エネルギー自動車の使用割合 (車両総重量8トン以下の貨物自動車)

H-0		目標					
区分	<u></u> 스개						
電気自動車	0	台					
水素自動車 (燃料電池自動車を含む。)	2	台					
プラグインハイブリッド自動車	3	台					
専らバイオ燃料・合成燃料を 使用する自動車	<b>④</b>	£					
非化石エネルギー自動車の合計	5=1+2+3+4	台					
貨物輸送に使用する自動車の合計	6	É					
非化石エネルギー自動車割合	⑦=⑤/⑥×100	%					
(参考) ハイブリッド自動車	8	台					
(参考) 電動車割合	③= (①+②+③+⑧) /⑥ ×100	9					

(3) バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車(車両総重量8トン以下の貨物自動車)に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	目標年度における バイオ燃料又は合成燃料の	目標年度における 台数の見込み
	%	使用量の見込み kl	台
	%	kl	台

### (4) その他定量的な目標

(1) (1) (1) (1)						
年度	内容	目標数値				

### 2-2. 定性的な目標

2-2. 定性的な目標	
年度	内容

3. 目標を達成するために取り組む措置(計画内容)

内容	実施時期

様式第
4
第
6
-1-

4. 削手度計画書との比較			
削除された目標・取組措置	理	由	
追加された目標・取組措置	理	由	

5. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
  - 3 計画書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
  - 4 IIの2の「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。
  - 5 Ⅱの2の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度に おける年間エネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「k 1」により記入すること。 6 Ⅱの3及びⅢの4には、Ⅱの2並びにⅢの2及び3について、それぞれ前年度と比較して記入する
  - こと。なお、該当する項目が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
  - 位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付す
  - 8 Ⅲの2-1 (2) の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車(燃料電池自動車を含む。)、ブラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。 「目標」の欄には、それぞれ値を記入すること。
  - 9 Ⅲの2-1は、Iの「貨物輸送区分」が1の場合は(1)及び(4)を記載し、2叉は3の場合は(2)から(4)までを記載すること。

様式第4 (第6条関係)

※受理年月日 ※処理年月日

### 定期報告書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 107 条第 1 項の規定に基づき、次 のとおり報告します。

特定輸送事業 特定排出者習									
事業者名			•						
貨物輸送区分	1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送								
主たる事務所の所在地	電話 ( FAX ( e-mail (	<u>-</u>	- -			) )			

第1表 エネルギーの使用量

-1. エネルギ・	一使用量及び連携省エネ	・ルギー措	置を踏まえ	たエネルギー	-使用量等	ř	
			使用量				
			- 4	<b>平度</b>		連携省エネ	
				連携省エネル	エネルギ		
エネルギー	の種類	単位	エネルギ	ギー措置を踏			
				まえたエネル			
			DC/11 ML	ギー使用量	man co	熱量 GJ	
	揮発油	k 1		イー使用重		STEEL CO	
	連携分	k l					
	理携ガ ジェット燃料油	k l					
	連携分	k 1					
	軽油	k l					
	連携分	k l					
	A重油	k l			L.,		
	連携分	k l	_		_		
	B・C重油	k l					
	連携分	k l				1	
	液化石油ガス						
化石燃料	(LPG)	t					
	連携分	t					
	液化天然ガス						
	(LNG)	t					
	連携分	t					
	石炭 ( )	t					
	連携分	t					
	都市ガス	·					
	(CNGを含む。)	千 m 3					
	連携分	+f m 3					
	平55万 その他 ( )	m a					
// 1M	連携分						
化石幣	料小計 (原油換算 k 1)						
	連携分						
- 11	と石燃料小計 (GJ)						
	連携分						
	パイオエタノール	k l					
	連携分	k l					
	バイオディーゼル	k l					
	連携分	k l	_		_		
	SAF	k 1					
非化石燃料	連携分	k l					
9F1L4D W24Y	水素	t					
	連携分	t				1	
	アンモニア	t					
	連携分	t	_		_		
	その他 ( )	( )					
	連携分	( )					
非化石燃料小計(原油換算 k 1)							
連携分						l	
4:	化石燃料小計 (GJ)						
<i>7</i> 1-	連携分						
	<b>建功</b> 力					l	

			電気事業者からの買電	手kWh					
		化石	連携分	fkWh					
		由来	その他 (上記以外の買電)	手kWh					
			連携分	fkWh					
			電気事業者からの買電	手kWh					
		非化石	連携分	fkWh					
		由来	その他 (上記以外の買電)	f k W h					
			連携分	fkWh					
			太陽光	f k W h					
			連携分	fkWh					
			風力	手kWh					
震気			連携分	fkWh					
电风		非燃料	地熱	手kWh					
		由来	連携分	fkWh					
	自家		水力	手kWh					
	発電	電	連携分	手kWh	_				
			その他(	手kWh					
			連携分	手kWh	_				
					化石由来	手kWh		(38)	(89
		燃料	連携分	手kWh	_		(30)		
		由来	非化石由来	手kWh		(306)	(30		
			連携分	手kWh	_		(30)		
	その他( )			fkWh					
			連携分	手kWh					
		電気	小計 (原油換算 k 1)						
			連携分						
			電気小計 (GJ)						
			連携分						
			合 計GJ						
			連携分						
			原油換算 k 1			 (1) €	(1)⋅2		
			連携分		_				
		Ĥ	「年度原油換算 k 1						
			連機分						
			対前年度比(%)			 			
			連携分						

- 進売が 連売が 関電」については、一般送配電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9 号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をい

  - 2 熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 施行規則(昭和 54 年通商産業省令第 74 号)で定める機算係数を使用すること。 3 (※)に記入する熱量検算値は、電気の量 1 千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した 値を用いること。また、この熱量機算値は小計及び合計に含めないこと。

1-2. 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

				年度							
	時間帯	単位	使用量		連携分を除いた エネルギー使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量				
			数值	原油換算 kl	数值	原油換算 k1	数值	原油換算 k1			
	4月	f kWh									
	5月	f kWh									
	6月	f kWh									
	7月	+ k₩h									
	8月	f kWh									
月	9月	f kWh									
別	10月	f kWh									
	11月	f kWh									
	12月	f kWh									
	1月	f kWh									
	2月	f kWh									
	3月	f kWh									
時間	出力制御 時間帯	f k₩h									
帯	需給が厳しい 時間帯	f k₩h									
Si)	その他の時間 帯	+ k₩h									
	合計		_		_						

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別 による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制 御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入する っ
  - 2 原油換算k1欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

### 1-3. 電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量		
~		kWh		
~		kWh		
~		kWh		

1-4. 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使月	非化石メニューにおける 非化石割合又は 非化石証書使用状況	
1.	kWh	kl	%
2.	kWh	kl	96
3.	kWh	kl	%

2.	貨客輸送連携省エネルギー措置の実績

(1	) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関し	して使用したこと	とされるエネルギー	量及び当該措置を	踏まえた輸送
量	の合計と省エネ効果				

(2) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送

(3) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送

エネルギーの	単位	連携省エネルギー措置に係 る実際のエネルギー使用量			ルギー措置を踏 :ルギー使用量	連携省エネルギー措置 を踏まえた輸送量	
種類		数値	熱量GJ	数值	熱量GJ		

第2表 輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

器具の名称	器			使		況	導入、改造又は 廃 棄 の 状 況
							50 X 15 W 00

- 第3表 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算 定した量を合算して得られる量及びエネルギーの使用量 1. 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定し
- た量を合算して得られる量

	年度	対前年度比(%)
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距 離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算 定した量を合算して得られる量		
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量(連携省エネルギー措置を踏まえたもの)	@ o	

2. エネルキーの使用量	t .	
	年度	対前年度比(%)
エネルギーの使用量 (原油換算 k 1)	<b>(</b> )-1	
連携省エネルギー措置を 踏まえたエネルギーの使 用量(原油換算 k 1)		

### 第4表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

### 1. エネルギー消費原単位

		年度	対前年度比(%)
エネルギー 消費原単位 <sup>=</sup>	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算kl)(②・1) 損物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送す る距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ご とに算定した量を合算して得られる量(②・1)		
連携省エネルギー措置を踏	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を 踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 k 1) (①・2)		
まえたエネル= ギー消費原単 位	貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送 する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物 ごとに算定した量を合算して得られる量 (連携省エネルギー措置を踏まえたもの)(⑦・2)		

備考 「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (①・1)」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギ ー措置を踏まえたエネルギーの使用量(①・2)」は、②・1 又は②・2 の非化石燃料に対して、法第 5 条第 1 項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

### 2. 電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比(%)
電気需要 最適化 = 評価原単位	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえた エネルギーの使用量(原油検算 k 1) (②・1*) 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送す る距離を乗じて得られる量を算むし、当該貨物ご とに算定した量を合算して得られる量(②・1)		
連携省エネル ギー措置を踏 まえた電気需= 要最適化評価	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネ ルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k 1) (②・2) 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送す		
原単位	る距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量(連携省エネルギー措置を踏まえたもの)(♂・2)		

備考 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(②・1)」及び「電気需要最適化、 非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量( $\hat{0}$ ・ $\hat{2}$ )」は、 $\hat{0}$ ・1 又は $\hat{0}$  2 の非化石燃料に対して、法第 5 条第 1 項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判 断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用 量を記入すること。

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

### 1. エネルギー消費原単位

1.	1. 一个小司 伯其原平也									
		年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間 平均原単位変化			
	エネルギー 消費原単位									
	前年度比(%)		<b>(A)</b> -1	<b>®</b> -1	<b>©</b> -1	<b>©</b> -1				
措	携省エネルギー 置を踏まえたエ ルギー消費原単 位									
	前年度比(%)		<b>@</b> -2	<b>®</b> -2	©-2	<b>⊕</b> -2				

### 2. 電気需要最適化評価原単位

電気使用量	電気使用量の集計区分				□ 月別 □ 時間別				
	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間 平均原単位変化			
電気需要最適化 評価原単位									
前年度比(%)		<b>@</b> '-1	<b>®</b> '−1	©'-1	<b>@'</b> −1				
連携省エネルギー 措置を踏まえた電 気需要最適化評価 原単位									
前年度比(%)		<b>⊗</b> '-2	<b>®</b> '−2	©'-2	<b>©</b> '-2				

### 3. 非化石エネルギーの使用状況

### 3-1. 電気車における非化石電気の使用状況

3-1. 电双平における非化有电风の使用状况								
非化石電気の使用状況								
・□使用電気全体(自家発電を含む。) ・□外部調達電気 に占める非化石電気の割合	年度	年度	年度	年度	年度			
	%	%	%	%	%			

### 3-2. 非化石エネルギー自動車の使用状況(車両総重量8トン以下の貨物自動車)

	<b>公</b> 分			実績		
12	≦ <i>π</i>	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	0	台	石	台	台	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む。)	2	台	石	台	台	台
プラグインハイブリッド 自動車	3	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料 を使用する自動車	<b>④</b>	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 合計	5=0+2+3+4	台	台	台	台	台
貨物輸送に使用する 自動車の合計	6	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 割合	⑦=⑤/⑥×100	%	%	%	%	%

### 3-3. バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車(車両総重量8トン以下の貨物自動車)に係る参考情報

	O O . I A MATE DIAMET	O. TAMEL DAMELOCAL OLDS (TENDEROLD OF STORING TO STORING THE						
ļ	燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量	台数				
ļ		%	kl	台				
ļ	,	%	k1	台				

-4. その他非化石エネルギーの使用状況	兄
----------------------	---

Γ			
İ			
Ī			
L			

- 備考 1 3-1の非化石電気の割合(使用電気全体(自家発電を含む。)又は外部調達電気)は、記載する項目に $\blacksquare$ 印を付すこと。
  - □ 3 2 の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車(燃料電池自動車を含む。)、ブラグインハイブリッド自動車及び車らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「実績」の欄には、それぞれ値を記入すること。
  - 3 3-1は「貨物輸送区分」が1の場合に、3-2及び3-3は「貨物輸送区分」が2又は3の場合に 記載すること。

使用割合が向上しなかった場合の理由 . 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(イ)、又はエネルジ費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ロ)にその理由 (イ)の理由	66表	エネルギー消	費原単位若しくは電気	需要最適化評価原	京単位が改善できなか	いった場合又は非化	と石エネルコ
費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ロ) にその理由		使用割合が向	上しなかった場合の理師	由			
	. 過2	去5年度間のエ	ネルギー消費原単位	が年平均1%以.	上改善できなかった	場合は(イ)、又	はエネルキ
(イ) の理由	費用	原単位が前年度	に比べ改善できなかっ	った場合は(ロ)	にその理由		
	(1)	の理由					1
							1
	<b>-</b>						-
							1

備考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。

2	. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需要最
	盗化製無面単位が前年度に比べみ業できなかった場合は(-)にその細由

適化評価原単位が前年月	そに比べ改善でき	なかった場合は	(二) にその理由	I
(ハ) の理由				
(二) の理由				

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

3.	非化石エネル	ギーの使用割	合が向上	しなかっ7	た場合の理由
----	--------	--------	------	-------	--------

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況					
対象項目					
取組方針の 作成とその効果等 の把握	取組方針の策定 □ 策定している □ 策定していない	省工名権・責任者 の設置 □ 全ての部門で実施している □ 大半の部門で実施している □ 一部の部門だけ実施している □ 実施している □ 実施していない	責任者による取組の状況 (計画の策定、報告等) 全てを実施している 大半を実施している 一部を実施している 東施していない	省エネに関する 従業員教育実施 実施している □ 実施していない	
	<ul> <li>省エネ目標の設定・効果測定及び取組の見直し</li> <li>全てを実施している</li> <li>大半を実施している</li> <li>一部を実施している</li> <li>実施しているい</li> </ul>				
省エネ輸送用 機械器具の使用	省エネ輸送用 機械器具の導入 □ 全工実施している □ 大平で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	<ul> <li>省エネに資する</li> <li>器具の導入</li> <li>該当なし</li> <li>全でで実施している</li> <li>大半で実施している</li> <li>一部だけ実施している</li> <li>変施していない</li> </ul>			
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦  全てで実施している 大半で実施している 一部だけ実施している 、実施していない	<u>物率的な</u> <u>輸送ルートの選択</u> □ 該当なし □ 全でで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している ○ 実施していない	<u> </u>		
輸送能力の高い 輸送用機械器具の 使用	<u>輸送用機械器具の</u> <u>大型化</u> □ 全でで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施している				
輸送能力の 効率的な活用	<ul><li>積載率の向上</li><li>□ 該当なし</li><li>□ 全てで実施している</li><li>□ 大半で実施している</li><li>□ 一部だけ実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>	<ul><li>貨物量に応じた 輸送能力の適正化</li><li>該当なし</li><li>全でで実施している</li><li>大半で実施している</li><li>一部だけ実施している</li><li>表施していない</li></ul>	<u>空荷走行・航行</u> <u>距離等の縮域</u> □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		
その他	商主等の関係者 との連携強化 全で実施している 大半で実施している 一部だけ実施している 実施していない	効率的な輸送方法の選択 の促進      全てで実施している     大半で実施している     一部だけ実施している     実施していない	<ul><li>物流拠点の整備</li><li>該当なし</li><li>全てで実施している</li><li>大半で実施している</li><li>一部だけ実施している</li><li>表施していない</li></ul>		

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項		15
1. エネルギーの使用の合理化に関する事質		
措 図 の 概 要  2. 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項  措 図 の 概 要  3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項  措 図 の 概 要  第 図 の 概 要  1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と	第8表 その他実施した措置	
第9表 二酸化炭素の排出に係る事項		
指 置 の 概 要  3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項	7H E V M X	
指 置 の 概 要  3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項		
指 置 の 概 要  3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項		
指 置 の 概 要  3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項		
指 置 の 概 要  3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項		
第9表 二酸化炭素の排出に係る事項	2. 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項	
着 置 の 概 要  第9表 二酸化炭素の排出に係る事項 1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-COg)  2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と	措置の概要	
着 置 の 概 要  第9表 二酸化炭素の排出に係る事項 1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-COg)  2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
着 置 の 概 要  第9表 二酸化炭素の排出に係る事項 1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-COg)  2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
着 置 の 概 要  第9表 二酸化炭素の排出に係る事項 1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-COg)  2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
着 置 の 概 要  第9表 二酸化炭素の排出に係る事項 1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-COg)  2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
着 置 の 概 要  第9表 二酸化炭素の排出に係る事項 1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-COg)  2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と	3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項	
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と	措 置 の 概 要	
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量     年度     エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量     年度     エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量     年度     エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量     年度     エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量     年度     エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量     年度     エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量     年度     エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量     年度     エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量     年度     エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量     年度     エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と		
年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と	第9表 二酸化炭素の排出に係る事項	
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)  2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と	1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	
<ol> <li>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は係数と</li> </ol>		
表体の発化力 在 入14年後の中7在		る算定方法又は係数と
	英なる昇足方法又は保敬の四谷	

3. 権利利益の保護に係る請求の有無

3. 権利利益の体験に、呼る前水や有無 上記1. の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第1項に定める「温室効果ガス算定排出量の情 報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が書されるおぞれがあると 思料するとき」の請求に係るものであることの有無(該当するものどちらかに○をすること) 1. 有(別添のとおり) 2. 無

4. 情報提供の有無 上記1. の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定によるエネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無(該当するものどちらかに〇をす ること)

1. 有(別添のとおり)

「備 考]

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 3 報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載す ること.
- 4 報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記
- 5 第1表の1-1及び2 (3)の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記 入すること。
- 6 第1表の1-1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 7 第1表の1-1の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を( )内に記入し、その使用 量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 8 第1表の1-1及び2 (3) のうちG J (ギガジュール) を単位として記入するものについては、必要に応じ、 単位をT J (テラジュール)、P J (ペタジュール) にかえて記入することができる。
- 9 第1表の1-1及び1-2、第3表の1及び2、第4表の1及び2並びに第9表の1の上段の欄には、当該年度 を記入すること。また、各表(第 1 表の 1-2 及び第 9 表の 1 を除く。)の「対前年度比」の欄には、前年度に提出 した定期報告書において記載した値(第3表の1及び2並びに第4表の1及び2については、前年度値は原則とし て当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のと

対 前 年 度 比 ( % ) = 
$$\frac{$$
 当該年度値 $}{$  前年度値 $}$  × 1 0 0 (%)

- 10 第2表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区 分に係る総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること
- 11 第 4 表の 1 の「エネルギー消費原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのエネルギー消費量をいう。
- 12 第4表の2の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係 る原単位をいう。
- 13 第5表 (3-3及び3-4を除く。)の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、 同表の1の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の2の「電気需要最適化評価原単位」及 び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 14 第5表の1及び2の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単 位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。
- (1) エネルギー消費原単位
- 5年度間平均原単位変化(%)=(A×B×C×D)1/4(%)
- (2) 電気需要最適化評価原単位

- 5年度間平均原単位変化 (%) = (②'×®'ש'×®') (%) 15 第6表の1は、「 (ロ) の理由」が「(イ) の理由」と同様になる場合には、「 (イ) と同じ」と記入してもよい。 また、第6表2は、「(二)の理由」が「(ハ)の理由」と同様になる場合には、「(ハ)と同じ」と記入してもよい。
- 16 第7表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。
- 17 第9表の1の欄(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量)には、次に掲げる量の合計量を記載 すること。

(1)燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(2)電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

18 第9表の2の欄(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法 又は係数の内容)には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定 方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

様才等5	/ 185° O	久	1929	15

		*	受理年月日			
		*	処理年月日			
	輸送能	カ届出書				
地方運輸局長 殿						
				年	月	日
	伯	所				
	挝	:人名				
	f	表者の役職	名			
	f	表者の氏名				
エネルギーの使用の	合理化及び非化石コ	ネルギーへ	の転換等に	関する	去律第	129条第
項の規定に基づき、次	のとおり届け出ます					
事 業 者 名						
	Ŧ					
主たる事務所の所在地	電 話( - FAX( - e-mail(		)			
旅客輸送区分	1. 鉄道による旅程 2. 乗合自動車によ 3. 乗用自動車(乗 4. 船舶による旅程	る旅客の輪 合自動車を		る旅客の	の輸送	
輸送能力	年度末			(両、	台、#	念トン)
備考						
特定輸送事業者指定 番号						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  2 ※印を付した欄には記述しないこと。
  3 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
  4 次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律能行令第14条の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。
  5 既に特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄に当該特定輸送事業者指定番号」の欄に当該特定輸送事業者指定番号と記入すること。

### 様式第6(第10条関係)

			※受理年月日			
			※取消年月日			
	结空	旅客輸送事業者指定	<b>西海由出</b> 書			
1617	7運輸局長 殿	小石棚之子来111L	житшы			
107				年	月	B
		住 所				
		法人名				
		代表者の	役職名			
		代表者の	氏名			
エネルギー	-の使用の合理化	及び非化石エネルギ	ーへの転換等に!	関する	法律第:	129条第
項の規定に基		輸送事業者の指定の	取消しを申し出:	ます。		
	特定輸送事業 指定番号	者				
	事 業 者 名					
		₸				
	主たる事務所	電 話( -		)		
指定に係	の所在地	FAX( -		)		
る旅客輸		e-mail(		)		
送区分の概要		1. 鉄道による旅3	en#A:¥			
104 SK		2. 乗合自動車に」				
	旅客輸送区分	<ol> <li>乗用自動車(乗</li> </ol>	- 0 11 12 - 121-	)によ	る旅客	の輸送
		4. 船舶による旅等	学の輸送			
	輸送能力					
	(年度末)			(両、	台、絲	窓トン)
指定の		•				
取消しを申し出る						
理 由						
L	•					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

  - 1 この用紙の大きさは、日本産業規格Aとすること。
    2 ※印を付した欄には記述しないこと。
    3 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
    4 輸送能力の欄については、前年度の末日における輸送能力を記入すること。
    5 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときは
    その旨を・輸送能力がエネルギーの使用の毎理化及び非化五エネルギーへの転
    換等に関する法律施行令第14条の基準以上となる見込みがなくなったときは
    当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

**様式第7** (第11条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

### 中長期計画書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 130 条の規定に基づき、次のとおり提出します。

### I 特定輸送事業者の名称等

1	I 特定輸送事業者の名称等												
	特定輸送事業	者指定	E番号										
	事業者名				•								
	旅客輸送区分	2. 3	鉄道によるが 乗合自動車に 乗用自動車 船舶によるが	こよるb (乗合)	旅客の 自動車		。) (z	よる旅	常客の情	輸送			
	主たる事務所の所在地	電話 FAX e-ma	(	_		_ _		]	) ) )				
中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、 中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、 当該条件を満た寸限り、翌年度以降は下記の計画期間中の 中長期計画書の提出免除を 出免除の希望					)								

- II エネルギーの使用の合理化に関する計画1. 計画期間

年度 ~

2. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

対	策	計	画	内	容	実施時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 k1/年)

3. 前年度計画書との比較

対	策	削除された計画	理由
対	策	追加された計画	理由

- Ⅲ 非化石エネルギーへの転換に関する計画 1.計画期間

年度 ~ 年度 □計画内容に変更なし

- 非化石エネルギーへの転換の目標
   2-1. 定量的な目標
   (1) 電気車における非化石電気の使用割合

(1) EXPICEO 99161EX > C/1616						
	目標					
	年度					
・□使用電気全体(自家発電を含む。) ・□外部調達電気						
に占める非化石エネルギーの割合	%					

備考 非化石電気の割合(使用電気全体(自家発電を含む。)又は外部調達電気)は、記載する項目に■印を 付すこと。

### (2) 非化石エネルギー自動車の使用割合 (バス、タクシー)

(2) 非化石エイルイー日動車の使	310 H 7 L 7	
区分		目標
	年度	
電気自動車	0	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む。)	2	台
プラグインハイブリッド自動車	3	台
専らバイオ燃料・合成燃料を 使用する自動車	<b>④</b>	台
非化石エネルギー自動車の合計	5=0+2+3+4	台
旅客輸送に使用する自動車の合計	6	台
非化石エネルギー自動車割合	⑦=⑤/⑥×100	%
(参考) ハイブリッド自動車	8	台
(参考) 電動車割合	(0) + (0) + (2) + (3) + (8) / (6) × 100	%

(3) バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車 (バス、タクシー) に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	目標年度における バイオ燃料又は合成燃料の 使用量の見込み	目標年度における 台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

### (4) その他定量的な目標

(1) C-> IEAC MENO & D IN						
年度	内容	目標数值				

### 2-2. 定性的な目標

年度	内容

3. 目標を達成するために取り組む措置(計画内容)

内容	実施時期

様式第8
( 第 1
2 条
関係

4	前任	(作学・両本)	レの比較	

削除された目標・取組措置	理 由
追加された目標・取組措置	理由

5	その他非化石エネルギーへ	の転換に開か	ス東河及	75松松梅
Э.	ての他非化石エイルキーへ	N 転換に関す	つ 争 児及	い参与情報

Э.	5. ての他非化石ニイルオーへの転換に関する事項及び参与情報						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
    - 3 計画書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
    - 4 IIの2の「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。
    - 5 IIの2の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度に おける年間エネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「k 1」により記入すること。
    - 6  ${\rm I\!I}$  の 3 及び ${\rm I\!I\!I}$  の 4 たびに ${\rm I\!I}$  の 2 並びに ${\rm I\!I}$  の 2 をひって、それぞれ前年度と比較して記入すること。なお、該当する項目が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
    - 7 Ⅲの4には、Ⅲの2の欄に記入した計画に関連する上位の計画(グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。
    - 8 Ⅲの2-1 (2) の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車(燃料電池自動車 を含む。)、プラグインハイブリッド自動車及び事らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。 「目標」の欄には、それぞれ値を記入すること。
    - 9 Ⅲの2-1は、Iの「旅客輸送区分」が1の場合は(1)及び(4)を記載し、2叉は3の場合は(2)から(4)までを記載すること。

**様式第8** (第12条関係)

※受理年月日 ※処理年月日

### 定期報告書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 131 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定輸送事業	者指定番号									
特定排出者種	;号									
事業者名										
旅客輸送区分	<ol> <li>乗合自動車</li> <li>乗用自動車</li> </ol>	1. 鉄道による旅客の輸送 2. 乗合自動車による旅客の輸送 3. 乗用自動車 (乗合自動車を除く。) による旅客の輸送 4. 船舶による旅客の輸送								
主たる事務所の所在地	電話 ( FAX ( e-mail (	<u>-</u>		_ _		)				

第1表 エネルギーの使用量 1-1、エネルギー使用量及び庫準省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量等

-1. エネル:	ギー使用量及び連携省エネ	ハキー措	置を踏まえ	とたエネルギー	-使用量等	\$
			使用量			
			年度 連携			連携省エネ
N . 10	- 55.47	117.64		連携省エネル	エネルギ	ギー措置を
エネルギ	一の種類	単位	エネルギ	ギー措置を踏	一使用量	まえたエネ
			一使用量	まえたエネル		ギー使用』
揮発油			0-0717388	ギー使用量		熱量 GJ
	揮発油	k 1		1 100,717.000		
	連携分	k 1	_		_	
	ジェット燃料油	k l				
	連携分	k 1	_			
	軽油	k 1				
	連携分	k l	_			
	A重油	k 1				
	連携分	k l				
	B・C重油	k l				
	連携分	k l				
	液化石油ガス	t				
化石燃料	(LPG)	·				
	連携分	t	_			
	液化天然ガス	t				
	(LNG)					
	連携分	t	_			
	石炭 ( )	t				
	連携分	t				
	都市ガス	+f m 3				
	(CNGを含む。)					
	連携分	+f m 3				
	その他( )					
lle T	連携分 「燃料小計(原油換算 k 1)	1				
164	連携分					
	化石燃料小計 (GJ)					
	連携分					
	パイオエタノール	k 1				
	連携分	k l				
	バイオディーゼル	k l				
	連携分	k l				
	SAF	k l				
	連携分	k l				
非化石燃料	水素	t				
	連携分	t	_			
	アンモニア	t				
	連携分	t	_			
	その他(	( )				
	連携分	( )				
非化	石燃料小計 (原油換算 k 1)					
	連携分					
	非化石燃料小計 (GJ)					
	連携分					

			電気事業者からの買電	手kWh			
		化石	連携分	手kWh			
		由来	その他 (上記以外の買電)	手kWh			
			連携分	手kWh			
	買電		電気事業者からの買電	手kWh			
		非化石	連携分	手kWh			
		由来	その他 (上記以外の買電)	手kWh			
			連携分	手kWh			
			太陽光	手kWh			
			連携分	手kWh			
			風力	手kWh			
雷気			連携分	手kWh			
电风		非燃料	地熱	手kWh			
		由来	連携分	手kWh			
	自家		水力	手kWh			
	発電		連携分	手kWh			
			その他 ( )	手kWh			
			連携分	手kWh			
			化石由来	手kWh		(301)	(86
		燃料	連携分	手kWh			(86
		由来	非化石由来	手kWh		(38)	(38
			連携分	手kWh			(38)
		その	他 ( )	手kWh			
			連携分	手kWh	_		
		電気	小計 (原油換算 k 1)				
			連携分				
			電気小計 (GJ)				
			連携分				
			合 計GJ				
			連携分				
			原油換算 k 1			 (1) €1	(1) •2
			連携分				
		前	前年度原油換算 k 1				
			連携分				
			対前年度比(%)				
			連携分				

- 進売が 連売が (関策) については、一般送配電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9 号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をい

  - 2 熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 施行規則(銀和54年通商産業省令第74号)で定める換算係数を使用すること。
     3 (※)に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64 ギガジュールとして換算した 値を用いること。また、この熱量検算値は小計及び合計に含めないこと。

1-2. 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

						年度		
時間帯	寺間帯 単位	使月	量量		を除いた ・一使用量	連携省エネルギー分の エネルギー使用量		
		数值	原油換算 k1	数值	原油換算 k1	数值	原油換算 kl	
	4月	f-kWh						
	5月	f-kWh						
	6月	f k₩h						
	7月	f k₩h						
	8月	f-kWh						
月	9月	f k₩h						
81	10月	f k₩h						
	11月	f k₩h						
	12月	f k₩h						
	1月	f k₩h						
	2月	f k₩h						
	3月	f k₩h						
時	出力制御 時間帯	+ k₩h						
間帯別	需給が厳し い 時間帯	f k₩h	•					
	その他の時間帯	+ k₩h						
	合計		_					

- 信報 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別 による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制 御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入する こと。
  - 2 原油検算 k1 欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3. 電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
~		kWh
~		kWh
~		kWh

1-4. 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

1	1 - 4. 电気吹和手来有が9期八しに电力の恒力及び非化口割合に体の情報								
	メニュー名	使;	非化石メニューにおける 非化石割合又は 非化石証書使用状況						
	1.	kWh	kl	96					
	2.	kWh	kl	96					
	3.	kWh	kl	%					

2.	貨客輸送連携省工	ネルギー措置の実績	

(1) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業
運行距離又は営業運航距離の合計と省エネ効果

TO THE SECOND SECTION AND A SECOND SE							

(2) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業 運行距離又は営業運航距離の算出方法

The state was a second and a second a second and a second a second and							
1							
1							
1							
1							
1							

(3) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業 運行距離又は営業運航距離

AL 1 9 PEN 2	ALL PRODUCTION OF THE PRODUCTI								
エネル	124 640	連携省エネルギー措置に係			ルギー措置を踏	連携省エネルギー措置			
キーの	単位	る実際のエネルギー使用量		まえたエネルギー使用量		を踏まえた営業運行距			
種類		数値	熱量GJ	数值	熱量GJ	離又は営業運航距離			

第9表 輸送用機械器具の概要 使用状況及び導入 み浩▽は廃棄の状況

第2表 輔运用機械器	:具の概要、使用状况及び#	1人、以垣又は廃棄の状	沢
器具の名称	器 具 の 概 要	使 用 状 況	導入、改造又は 廃 棄 の 状 況
		1	I

第3表 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計及びエネルギーの使用量

1. 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

	年度	対前年度比(%)
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業 運航距離の合計	⑦-1	
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業 運航距離の合計(連携省エネルギー措置を踏まえた もの)		

### 2. エネルギーの使用量

2. エネルキーの使用重								
	年度	対前年度比(%)						
エネルギーの使用量 (原油換算 k 1)	<b>⊘</b> ·1							
連携省エネルギー措置を 踏まえたエネルギーの使 用量(原油換算 k 1)								

### 第4表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

### エネルギー消費原単位

		年度	対前年度比(%)
エネルギー	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算kl)(①・1)		
消費原単位	個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は 営業運航距離の合計 (⑦-1)		
連携省エネルギー措置を踏	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を 踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 k 1) (② '-2)		
まえたエネル = ギー消費原単 位	個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は 営業運航距離の合計(連携省エネルギー措置を踏 まえたもの)(⑦-2)		

備考 「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (①・1)」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー 一措置を踏まえたエネルギーの使用量 (②・2)」は、②・1 又は③・2 の非化石燃料に対して、法第5条第1 項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

### 2. 電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比(%)
電気需要 最適化 = 評価原単位	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえた エネルギーの使用量(原油検算 k 1) (②・1') 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は 営業運航距離の合計 (②・1)		
連携省エネル ギー措置を踏 まえた電気需=	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k 1) (⑦・2')		
要最適化評価原単位	個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は 営業運航距離の合計(連携省エネルギー措置を踏 まえたもの)(⑦・2)		

個考「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(①・1)」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(②・2)」は、②・1 又は②・2 の非化石燃料に対して、法第5条第1項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状况及び非化石エネル ギーの使用状況

### 1. エネルギー消費原単位

1.	1. 一个/27 们具原平区								
		年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間 平均原単位変化		
工	ネルギー消費原 単位								
	前年度比(%)		<b>Ø</b> −1	<b>®</b> −1	<b>©</b> −1	<b>©</b> -1			
措	携省エネルギー 置を踏まえたエ ルギー消費原単 位								
	前年度比(%)		<b>(A)</b> −2	<b>(B)</b> −2	<b>©</b> -2	<b>D</b> -2			

### 2. 電気需要最適化評価原単位

- Carrier School and Figure 1								
電気使用量の集計区分			□ 月別 □ 時間別					
	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間 平均原単位変化		
電気需要最適化 評価原単位								
前年度比(%)		<b>⊗</b> '-1	®'-1	©'-1	<b>⊕</b> '-1			
連携省エネルギー 措置を踏まえた電 気需要最適化評価 原単位								
前年度比(%)		<b>⊕</b> '-2	<b>®</b> '−2	©'-2	<b>⊕</b> '-2			

### 3. 非化石エネルギーの使用状況

### 3-1. 電気車における非化石電気の使用状況

5 1. EXPICION 37 ILLIEAN KNOW								
非化石電気の使用状況								
<ul><li>・□使用電気全体(自家発電を含む。)</li><li>・□外部調達電気</li></ul>	年度	年度	年度	年度	年度			
に占める非化石電気の割合	%	%	%	%	%			

### 3-2. 非化石エネルギー自動車の使用状況 (バス、タクシー)

				実績		
区分	रों	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	0	台	台	台	台	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む。)	2	小	台	台	小	台
プラグインハイブリッド 自動車	3	小	台	台	小	台
専らバイオ燃料・合成燃料 を使用する自動車	4	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 合計	5=0+2+3+4	卟	台	台	小	台
旅客輸送に使用する 自動車の合計	6	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車割 合	⑦=⑤/⑥×100	%	%	%	%	%

### 3-3. バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車 (バス、タクシー) に係る参考情報

B B. ANTA MART DALAMA	16区川テジロ郷年(アン	インファ ノ にかの多方田林	
燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量	台数
	%	kl	中
	%	k1	台

### 3-4. その他非化石エネルギーの使用状況

<u> </u>			

- 備考 1 3-1の非化石電気の割合(使用電気全体(自家発電を含む。)又は外部調達電気)は、記載する項目に $\blacksquare$ 印を付すこと。
  - □ 3 2 の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車(燃料電池自動車を含む。)、ブラグインハイブリッド自動車及び車らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「実績」の欄には、それぞれ値を記入すること。
  - 3 3-1は「旅客輸送区分」が1の場合に、3-2及び3-3は「旅客輸送区分」が2又は3の場合に 記載すること。

過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需要 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ニ)にその理由	使用割合が向上しなかった場合の理由  1. 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (イ)、又はエネルギ 費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ロ) にその理由  (ロ) の理由  (ハ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。  (ハ) の理由	
過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (イ)、又はエネルギー費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ロ) にその理由     (ロ) の理由     (ロ) の理由     (ロ) 及び(ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。      過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需要    適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由     (ハ) の理由     (ハ) の理由     (二) の理由	過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (イ)、又はエネルギー 費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ロ) にその理由     (ロ) の理由     (ロ) の理由     (ロ) の理由     (ロ) の理由     (立) の理由     (方に表生を表現の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (二) にその理由     (ハ) の理由     (二) の理由     (二) の理由	
(ロ) の理由  (ロ) の理由  (ロ) の理由  (ロ) の理由  (ロ) の理由  (エ) 及び(ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需要 (ハ)の理由  (ハ) の理由  (エ) の理由  (エ) の理由	(ロ) の理由  (ロ) の理由  (ロ) の理由  (ロ) の理由  (コ) 及び(ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(二)にその理由  (ハ) の理由  (ニ) の理由	
(ロ) の理由  (ロ) の理由  (ロ) の理由  (A) 及び(ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需引適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ニ)にその理由  (エ) の理由  (エ) の理由  (エ) の理由	(ロ) の理由  (ロ) の理由  (ロ) の理由  (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由  (ハ) の理由  (ニ) の理由	
高考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ニ)にその理由  (ハ)の理由  (ニ)の理由  (ニ)の理由	高考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(二)にその理由 (ハ)の理由 (ニ)の理由  (ニ)の理由	(4) の理由
高考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ニ)にその理由  (ハ)の理由  (ニ)の理由  (ニ)の理由	高考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(二)にその理由 (ハ)の理由 (ニ)の理由  (ニ)の理由	
高考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ニ)にその理由  (ハ)の理由  (ニ)の理由  (ニ)の理由	高考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(二)にその理由 (ハ)の理由 (ニ)の理由  (ニ)の理由	
高考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ニ)にその理由  (ハ)の理由  (ニ)の理由  (ニ)の理由	高考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(二)にその理由 (ハ)の理由 (ニ)の理由  (ニ)の理由	
高考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ニ)にその理由  (ハ)の理由  (ニ)の理由  (ニ)の理由	高考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。  2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(二)にその理由 (ハ)の理由 (ニ)の理由  (ニ)の理由	
清秀 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。   2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需要 (ハ)の理由 (ハ)の理由 (ニ) にその理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由 (ス)の理由	第零 (イ) 及び(ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。   2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(二)にその理由   (ハ) の理由   (ニ) の理由   (ニ) の理由	
2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由 (ハ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。	過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由     (ハ) の理由     (ニ) の理由     (ニ) の理由     (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。	(ロ) の理由
2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由 (ハ) の理由 (ニ) の理由 高考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。	過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由	
2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由 (ハ) の理由 (ニ) の理由 高考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。	過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由	
2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由 (ハ) の理由 (ニ) の理由 高考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。	過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由	
2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由 (ハ) の理由 (ニ) の理由 高考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。	過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由	
2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由 (ハ) の理由 (ニ) の理由 高考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。	過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由	
2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需3 適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由 (ハ) の理由 (ニ) の理由 高考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。	過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は電気需適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由	を (/) T-75 (-) サルカルナス相ム 初十和会ナステル
適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由 (ハ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由	適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (二) にその理由 (ハ) の理由 (二) の理由 (二) の理由 (二) の理由	5 (4) 及び(ロ) 共に談当する場合、双方記載すること。
適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (ニ) にその理由 (ハ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由	適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (二) にその理由 (ハ) の理由 (二) の理由 (二) の理由 (二) の理由	
(ハ) の理由 (エ) の理由 (エ) の理由 (エ) の理由 (ス) の理由 (ス) の理由 (ス) の理由	(ハ) の理由 (エ) の理由 (エ) の理由 (エ) の理由 (ス) の理由 (ス) の理由	過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需要
(ニ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由	(ニ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由 (ニ) の理由	適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ニ)にその理由
宿考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。	宿考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。	(ハ) の理由
宿考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。	宿考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。	
宿考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。	宿考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。	(三) の細由
		(一) 0/连田
3. 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由		(ハ)及び(二)共に該当する場合、双方記載すること。
3. 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由		
	3 非化石エネルギーの使用割合が向上したかった場合の理由	北化石エネルギーの使用割合が向上したかった場合の理由
	7. 存化の中内が、   の反角的の内上のなが、方に動しの圧出	分下では一つです。 のに行動しから上のはかった場合の圧出
<u> </u>		

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目		1の刊削の歴史の座14		
取組方針の 作成とその効果等 の把握	取組力針の策定     策定している     策定していない     策定していない     第定をできる     瀬底及び豚組の見直し     全でを実施している     二 大半を支援している     二 実施していない     3 実施していない     3 実施していない		責任者による取組の状況 (計画の資化、報告等) 一量で多実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 素施している □ 実施していない	選工本に関于を 選集員教育実施 □ 実施している □ 実施していない
省エネ輸送用 機械器具の使用	変にない。 変によい。 複技器具の導入 全でで実施している 大半で実施している 一部だけ実施している の実施している。	<ul> <li>省エネに資する</li> <li>器旦の導入</li> <li>該当なし</li> <li>全てで実施している</li> <li>一年でで実施している</li> <li>一部だけ実施している</li> <li>表施していない</li> </ul>		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操艇  □ 該当なし □ 全でで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	<u>物率的な</u> 輸送ルートの選択 □ 該当なし □ 全でで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している る 実施していない	<ul> <li>冷暖房効率の向上等</li> <li>該当なし</li> <li>全てで実施している</li> <li>大半で実施している</li> <li>一部だけ実施している</li> <li>実施していない</li> </ul>	
旅客を乗せない 走行・航行距離 の縮減	回送走行・航行 <u>距離等の縮減</u> ○ 全でで実施している 大半で実施している 一部だけ実施している る の 実施していない			
その他	他の事業者等関係者と の連携強化  全で実施している 大半で実施している 一部だけ実施している 実施していない	効率的な輸送方法の選択		

第8表 その他実施した措置	
1. エネルギーの使用の合理化に関する事項	<del></del> 1
措置の概要	
2. 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項	
措 置 の 概 要	
3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項	
措置の概要	
	_
第9表 二酸化炭素の排出に係る事項	
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	
年	er.
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t·CO <sub>2</sub> )	
<u>.</u>	
2. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定め	る算定方法又は係数と
異なる算定方法又は係数の内容	
	7
	_

3. 権利利益の保護に係る請求の有無

3. 権利利益の体験に、呼る前水や有無 上記1. の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第1項に定める「温室効果ガス算定排出量の情 報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が書されるおぞれがあると 思料するとき」の請求に係るものであることの有無(該当するものどちらかに○をすること) 1. 有(別添のとおり) 2. 無

4. 情報提供の有無 上記1. の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定によるエネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無(該当するものどちらかに〇をすること)

1. 有(別添のとおり)

「備 考]

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 3 報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載す ること.
- 4 報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記
- 5 第1表の1-1及び2 (3)の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記 入すること。
- 6 第1表の1-1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 7 第1表の1-1の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を( )内に記入し、その使用量 を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 8 第1表の1-1及び2 (3) のうちG J (ギガジュール) を単位として記入するものについては、必要に応じ、 単位をT J (テラジュール)、P J (ペタジュール) にかえて記入することができる。
- 9 第1表の1-1及び1-2、第3表の1及び2、第4表の1及び2並びに第9表の1の上段の欄には、当該年度 を記入すること。また、各表(第 1 表の 1-2 及び第 9 表の 1 を除く。)の「対前年度比」の欄には、前年度に提出 した定期報告書において記載した値(第3表の1及び2並びに第4表の1及び2については、前年度値は原則とし て当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のと

対 前 年 度 比 ( % ) = 
$$\frac{$$
 当該年度値  $}{$  前年度値  $}$  × 1 0 0 (%)

- 10 第2表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区 分に係る総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 11 第4表の1の「エネルギー消費原単位」とは、個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合 計の単位当たりのエネルギー消費量をいう。
- 12 第4表の2の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係 る原単位をいう。
- 13 第5表 (3-3及び3-4を除く。)の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、 同表の1の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の2の「電気需要最適化評価原単位」及 び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 14 第5表の1及び2の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単 位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。
- (1) エネルギー消費原単位
- 5年度間平均原単位変化(%)=(A×B×C×D)1/4(%)
- (2) 電気需要最適化評価原単位

- 5年度間平均原単位変化 (%) = (②'×®'ש'×®') (%) 15 第6表の1は、「 (ロ) の理由」が「(イ) の理由」と同様になる場合には、「 (イ) と同じ」と記入してもよい。 また、第6表2は、「(二)の理由」が「(ハ)の理由」と同様になる場合には、「(ハ)と同じ」と記入してもよい。
- 16 第7表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。
- 17 第9表の1の欄(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量)には、次に掲げる量の合計量を記載 すること。

(1)燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(2)電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

18 第9表の2の欄(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法 又は係数の内容)には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定 方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的資金を受けたいので重視に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。
- 認定管理統括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の概要 (1)設定管理統括資客輸送事業者指定番号 事業者の名称 またる事務所の所在地 またる事務所の所在地 またる事務所の所在地 電話( ― ― ) テム( ― ― ) メールアドレス (2)管理関係貨客輸送事業者指定番号 電話( ― ― ) メールアドレス (2)管理関係貨客輸送事業者指定番号 事業者の名称 またる事務所の所在地 またる事務所の所在地 またる事務所の所在地 またる事務所の所在地 またる事務所の所在地 またる事業 細分類番号 資本金 従業員数 電話( ― ― ) メールアドレス (2) 第2 単純 ( ― ― ) メールアドレス ( 2) 第2 単純 ( ― ― ) メールアドレス ( 2) 第2 単純 ( ― ― ) メールアドレス ( 2) 第2 単純 ( ― ― ) メールアドレス ( 2) 第2 単純 ( 1) 単純
(1) 認定管理統括貨客輸送事業者となる者 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括 資客輸送事業者指定番号 事業者の名称 主たる事業 細分類番号 資本金 従業員数 電話( ) メールアドレス (2) 管理関係貨客輸送事業者となる者 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括 資客輸送事業者指定番号 事業者の名称 主たる事務 組分類番号 資本金 従業員数 電話( ) メールアドレス (2) 管理関係貨客輸送事業者となる者 施工の事業 組分類番号 資本金 従業員数 電話( ) メールアドレス (2) 管理関係貨客輸送事業者となる者の関係
特定輸送事業者指定番号又は認定管理執括 資客輸送事業者指定番号 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 連絡先 (2)管理関係貨客輸送事業者となる者 特定輸送事業者指定番号又は認定管理軟括 資金輸送事業者指定番号 事業者の名称 主たる事務所の所在地 主たる事務 細分類番号 資本金 従業員数 電話( ―
資客輸送事業者指定番号 事業者の名称 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 選絡先  ②管理関係資客輸送事業者となる者 特定輸送事業者指定番号 事業者の名称 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 主たる事業 細分類番号 資本金 従業員数  電話( ― ― ) メールアドレス  2. 認定管理絨括貨客輸送事業者となる者及び管理関係資客輸送事業者となる者の関係
事業者の名称 主たる事務所の所在地 主たる事務
主たる事務所の所在地 主たる事業 細分類番号 資本金 従業員数 連絡先 電話( ― ― ) FAX( ― ― ) メールアドレス (2)管理関係貨客輸送事業者となる者 特定輸送事業者指定番号 事業者の名称 主たる事務所の所在地 主たる事務 主たる事務所の所在地 主たる事業 細分類番号 資本金 従業員数 電話( ― ― ) メールアドレス  2. 認定管理絨括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の関係
主たる事業 細分類番号 資本金 従業員数 連絡先 環話( 一 一 ) メールアドレス (2) 管理関係資客輸送事業者となる者 物定輸送事業者指定番号又は認定管理統括 資客輸送事業者指定番号 事業者の名称 主たる事業 細分類番号 資本金 従業員数 連絡先 電話( 一 一 ) メールアドレス  2. 認定管理絨括資客輸送事業者となる者及び管理関係資客輸送事業者となる者の関係
細分類番号 資本金 従業員数 電話( ― ) 遅絡先
資本金 従業員数
資本金 従業員数
従業員数  連絡先
連絡先 電話( ― ― )
連絡先 FAX( )  (2) 管理関係貨客輸送事業者となる者 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括 資客輸送事業者指定番号 事業の名称 主たる事務所の所在地 主たる事業 細分類番号 資本金 従業員数 連絡先 ) アAX( ) アAX( ) アAXアドレス  2. 認定管理統括貨客輸送事業者となる者及び管理関係資客輸送事業者となる者の関係
(2) 管理関係貨客輸送事業者となる者 物定輸送事業者指定番号 事業者の名称 主たる事務所の所在地 主たる事務研の所在地 主たる事業 総業員数 電話( ) アAX( ) メールアドレス
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括 資客輸送事業者指定番号 事業者の名称 主たる事務 記さる事業 細分類番号 資本金 従業員数 電話( 一 一 ) FAX( 一 一 ) メールアドレス
貨客輸送事業者指定番号 事業者の名称 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 住主たる事業 細分類番号 資本金 従業員数 電話( 一 一 ) FAX( 一 一 ) メールアドレス  2. 認定管理絨括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の関係
事業者の名称 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 主たる事業 細分類番号 資本金 従業員数 電話( ― ― ) FAX( ― ― ) メールアドレス  2. 認定管理絨括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の関係
主たる事務所の所在地 主たる事業 細分類番号 資本金 従業員数 電話( ― ― ) FAX( ― ― ) メールアドレス  2. 認定管理統括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の関係
主たる事業 細分類番号 資本金 従業員数 電話( ) 連絡先
細分類番号 資本金 従業員数 電話( 一 一 ) FAX( 一 一 ) メールアドレス )  2. 認定管理統括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の関係
資本金 従業員数 電話( 一 一 ) 序AX( 一 一 ) メールアドレス 2. 認定管理統括貨客輸送事業者となる者及び管理関係資客輸送事業者となる者の関係
従業員数 電話( ― ― ) FAX( ― ― ) メールアドレス  2. 認定管理絨括貨客輸送事業者となる者及び管理関係資客輸送事業者となる者の関係
選絡先 電話( ― _ ) FAX( ― _ ) メールアドレス  2. 認定管理絨括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の関係
連絡先 FAX( ) メールアドレス  2. 認定管理統括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の関係
メールアドレス  2. 認定管理統括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の関係
3. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的
3. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的
3. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的
3. ニイヤルコ の反用の自任に及び弁に石ニイルコ ・の私族のための相直の 神明
4. 認定管理統括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の輸
力の合計
事業者名 輸送区分 年度末 輸送能力
両、台、総トン車両数に換算し
PA HA NOTE THE PROPERTY.
輸送能力の合計
1
【備考】
【備考】 1 輸送区分の欄には 1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨
【備考】 1 輸送区分の欄には 1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨 輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送 5. 鉄
【備考】  1 輸送区分の欄には 1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送 5. 鉄よる旅客の輸送 6. 乗合自動車による旅客の輸送 7. 乗用自動車(乗合自動車
【備考】 1 輸送区分の欄には 1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨 輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送 5. 鉄

【備考】

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【別添1】

○認定管理統括貨客輸送事業者となる者と管理関係貨客輸送事業となる者の関係を証明す る書類

【別添2】

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的管理が 行われていることを証明する書類

様式第10(第15条第3項関係)

認定管理統括貨客輸送事業者に係る不認定通知書

年 月 日

年 月 日付けの認定申請については、下記の理由により認定をしないもの

話 不認定の理由

【備考】 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 【記載要額】

法第134条第1項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第11(第18条関係)

認定管理統括貨客輸送事業者に係る 認定取消し通知書

年 月 日

国土交通大臣

年 月 日付けで認定をした認定管理統括貨客輸送事業者については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

[備考] この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 [記載要領] 法第134条第2項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

**様式第12** (第19条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

### 中長期計画書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第135条の規定に基づき、次のとお り提出します。

I 認定管理統括貨客	輸送事業者の名称	等							
認定管理統括貨 指定番									
事業者名									
主たる 貨客輸送区分	1. 鉄道による4 2. 事業用貨物自 3. 自事家用貨物自 4. 船舶による4 5. 鉄道による4 6. 乗合自動車に 7. 乗用自動車の 8. 船舶による5	動車による 動車による 動車による 動車による で で で で を の 輸送 で を の 解送 で の 解 で に な の に る の に る た る た る た る た る た る た る た る た る た る	る貨物の の輸送	輸送	こよるか	条客の	輸送		
主たる事務所の所在地	電話 ( FAX ( e-mail (	- -	_ _			) )			
中長期計画書の提出免除の希望	中長期計画書の 当該条件を満た 中長期計画書の □ 希望する	ま限り、	翌年度					 י	

Ⅲ エネルギーの使用の合理化に関する計画1. 計画期間

年度 ~ 年度

2. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

2. 計画	17日谷及い	エネルキー使	州口理	16,99117	XII 7K		
対	策	Ħ	画	内	容	実施時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 k1/年)

3. 前年度計画書との比較

対	策	削除された計画	理	曲
対	策	追加された計画	理	由

4. その他計画に	関する事項		

Ⅲ 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1. 計画期間

年度 ~ 年度

□計画内容に変更なし

非化石エネルギーへの転換の目標
 1. 定量的な目標
 (1) 貨物輸送に係る電気車における非化石電気の使用割合

	目標
	年度
<ul><li>□使用電気全体(自家発電を含む。)</li><li>□外部調達電気</li></ul>	
に占める非化石エネルギーの割合	%

備考 非化石電気の割合 (使用電気全体(自家発電を含む。) 又は外部調達電気)は、記載する項目に■印を

(2) 非化石エネルギー自動車の使用割合(車両総重量8トン以下の貨物自動車)

EV		目標
区分		年度
電気自動車	0	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む。)	2	台
プラグインハイブリッド自動車	3	台
専らバイオ燃料・合成燃料を 使用する自動車	<b>④</b>	台
非化石エネルギー自動車の合計	5=0+2+3+4	台
貨物輸送に使用する自動車の合計	6	台
非化石エネルギー自動車割合	⑦=⑤/⑥×100	%
(参考) ハイブリッド自動車	8	台
(参考) 電動車割合	(0)+(2)+(3)+(8) /(6) ×100	%

(2) バノナ燃料・合出燃料を休用する自動車(車面公重量の1、ハコ下の貨物自動車)に係る会を接続

	(3) ハイオ 燃料・ 合成燃料を使用する目動車(単画総重量8トン以下の資物目動車)に係る参考情報			
	燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	目標年度における バイオ燃料又は合成燃料の 使用量の見込み	目標年度における 台数の見込み
ĺ		%	kl	台
I		%	kl	台

(4)	旅安齢洋に伝ス!	密信市における非小:	石エネルギーの使用割合

	目標
	年度
<ul><li>□使用電気全体(自家発電を含む。)</li><li>□外部調達電気</li></ul>	
に占める非化石エネルギーの割合	%

### (5) 非化石エネルギー自動車の使用割合 (バス、タクシー)

区分		目標	
		年度	
電気自動車	0	台	
水素自動車 (燃料電池自動車を含む。)	2	台	
プラグインハイブリッド自動車	3	台	
専らバイオ燃料・合成燃料を 使用する自動車	<b>④</b>	台	
非化石エネルギー自動車の合計	5=0+2+3+4	台	
旅客輸送に使用する自動車の合計	6	台	
非化石エネルギー自動車割合	7=5/6×100	%	
(参考) ハイブリッド自動車	8	台	
(参考) 電動車割合	(⊕+(⊕+(⊕+(⊕)+(⊕)) / (⊕) ×100	%	

### (6) バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車 (バス、タクシー) に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	目標年度における バイオ燃料又は合成燃料の 使用量の見込み	目標年度における 台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

### (7) その他定量的な目標

(1) その他定重的な	1 16	
年度	内容	目標数値

### 2-2. 定性的な目標

年度	内容

### 3. 目標を達成するために取り組む措置(計画内容)

内容	実施時期

4. 前年度計画書との比較	
削除された目標・取組措置	理 由

削除された目標・取組措直	埋 田
追加された目標・取組措置	理 由

5.	その他非化石エネルギー	<b>への転換に関する</b>	5事項及び参考情報

 C - 10/1 10 P	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	47 47 2000 711116	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
  - 3 計画書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
  - 4 Ⅱの2の「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。
  - 5 Ⅱの2の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度に おける年間エネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「kl」により記入すること。
  - 6 の3及び<math>■ の4には、■ の2並びに<math>■ の2及び3について、それぞれ前年度と比較して記入する こと。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
  - 位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付す
  - Ⅲの2 − 1 (2) 及び(5) の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、木素自動車(燃料電池自動車を含む。)、ブラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動 車をいう。「目標」の欄には、それぞれ値を記入すること。
  - 9  $\mbox{ III}$  の 2-1 は、  $\mbox{ I }$  の「貨客輸送区分」が  $\mbox{ 1 }$  の場合は(1)及び(7)を、  $\mbox{ 2 }$  又は  $\mbox{ 3 }$  の場合は(2)、 (3) 及び(7) を、5の場合は(4) 及び(7) を、6又は7の場合は(5) から(7) までを記 載すること。

**様式第13** (第20条関係)

### 定期報告

地方運輸局長 殿

月

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第136条第1項の規定に基づき、次 のとおり報告します。

認定管理統括貨客輸									
特定排出者番号									
事業者名									
主たる貨客輸送区分	1. 鉄道による動 2. 事業用貨物自 3. 自家用貨物自 4. 船舶による所 6. 乗合自動車に 7. 乗用自動車 8. 船舶による所	動車によ 動車によ 動車によ で物の輸送 で客の輸送 で客の輸送 でよる旅客 で乗合自動	る貨物 る貨物 の輸送 車を防	の輸	- 送	5旅客	の輸送	*	
主たる事務所の所在地	電話 ( FAX ( e-mail (	<u>-</u>	=	-		)			

第1表 エネルギーの使用量

		使用量			
		年度 連携省			連携省エネ
			連携省エネル	エネルギ	
一の種類	単位	エネルギ	ギー措置を踏	一使用量	まえたエネ
					ギー使用
		0-07171888			熱量 GJ
揮発油	k 1				
連携分	k 1	_		_	
ジェット燃料油	k 1				
連携分	k 1	_			
軽油	k 1				
連携分	k 1	_			
A重油	k 1				
連携分	k 1	_		_	
B・C重油	k 1				
連携分	k 1				
液化石油ガス					
(LPG)	t				
連携分	t				
液化天然ガス					
(LNG)	·				
連携分	t				
石炭 ( )	t				
連携分	t				
	£ m 2				
(CNGを含む。)	1 111 0				
	1 m 3	_			
	_				
	_				
	_				
			-		
	_ /				
	1 ( )				
非化石燃料小計 (GJ) 連携分					
	連携分  ジェント総料油 連携分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	運搬分   k1   連携分   k1   連携分   k1   連携分   k1   連携分   k1   運機分   k1   運機分   k1   産機分   k2   産機分   k2   産機分   k3   産機分   k3   産機分   k3   産機分   k1   産機分   k1   産機分   k2   産機分   k2   産機分   k3   k3   k3   k3   k3   k3   k3   k	一の種類     平心・	中皮   中皮   中皮   中皮   上   上   上   上   上   上   上   上   上	平位   平位   平位   平位   平位   平位   平位   平位

			1				
			電気事業者からの買電	手kWh			
		化石	連携分	手kWh	_		
		由来	その他(上記以外の買電)	手kWh			
	WW		連携分	f k W h	_		
	54.46		電気事業者からの買電	手kWh			
		非化石	連携分	f k W h	_		
		由来	その他 (上記以外の買電)	于 k W h			
			連携分	f k W h	_		
			太陽光	手kWh			
			連携分	手kWh			
			風力	手kWh			
雷気			連携分	手kWh			
ne xi		非燃料	地熱	手kWh			
		由来	連携分	手kWh			
	自家		水力	手kWh			
	発電		連携分	手kWh			
			その他 ( )	手kWh			
			連携分	手kWh			
			化石由来	手kWh		(306)	(35
		燃料	連携分	手kWh			(30
		由来	非化石由来	手kWh		(306)	(38
			連携分	手kWh			(38
		その	他 ( )	手kWh			
			連携分	手kWh			
		電気	小計 (原油換算 k 1)				
			連携分				
			電気小計 (GJ)				
			連携分				
			合 計GJ				
連携分							
			原油換算 k l			 (d)·1	(1)⋅2
連携分							
		前	前年度原油換算 k 1				
			連携分				
		3	対前年度比(%)				
			連携分				

- 進売が 連売が (関策) については、一般送配電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9 号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をい

  - 2 熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 施行規則(昭和 54 年通商産業省令第 74 号)で定める機算係数を使用すること。 3 (※)に記入する熱量検算値は、電気の量 1 千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した 値を用いること。また、この熱量機算値は小計及び合計に含めないこと。

			年度						
	時間帯	単位	使	用量		連携分を除いた エネルギー使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量	
			数值	原油換算 kl	数值	原油換算 k1	数值	原油換算 k1	
	4月	f kWh							
	5月	f kWh							
	6月	f kWh							
	7月	fkWh							
	8月	fkWh							
月	9月	fkWh							
別	10月	fkWh							
	11月	fkWh							
	12月	fkWh							
	1月	f kWh							
	2月	f kWh							
	3月	f kWh							
時間	出力制御 時間帯	f k₩h							
帯	需給が厳しい 時間帯	f k₩h							
Si)	その他の時間 帯	+ k₩h							
	合計				_				

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別 による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制 御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入する
  - 2 原油換算 kl 欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し た値を記入すること。

### 1-3. 貨物輸送における電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
~		kWh
~		kWh
~		kWh

4. 貨物輸送における電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

٠	1. 94 10 HB ACT (C401) D PC	MINIM TAKEN SHIP	71CHE/77-71E/11/X O 71 IU I	a In the Manual H
	メニュー名	使月	非化石メニューにおける 非化石割合又は 非化石証書使用状況	
	1.	kWh	kl	%
	2.	kWh	kl	%
	3.	kWh	kl	96

2-1. 旅客輸送によるエネルギーの使用量

	•		使用量			
			年度 連携省			連携省エネ
				連携省エネル	エネルギ	ギー措置を
エネルギ	一の種類	単位	エネルギ	ギー措置を踏		まえたエネ
				まえたエネル		ギー使用量
			0-07171888	ギー使用量		熱量 GJ
	揮発油	k 1				
	連携分	k l	_		_	
	ジェット燃料油	k l				
	連携分	k l	_		_	
	軽油	k l				
	連携分	k l	_		_	
	A重油	k l				
	連携分	k l				
	B・C重油	k l				
	連携分	k l				
	液化石油ガス	t				
化石燃料	(LPG)	t				
	連携分	t				
	液化天然ガス	t				
	(LNG)	ı				
	連携分	t	_		_	
	石炭 ( )	t				
	連携分	t				
	都市ガス	+f m 3				
	(CNGを含む。)	1 mo				
	連携分	于 m 3				
	その他 ( )					
	連携分		_		_	
化和	「燃料小計(原油換算 k 1)					
	連携分				_	
	化石燃料小計 (GJ)					
	連携分				_	
	バイオエタノール	k l				
	連携分	k l	_		_	
	バイオディーゼル	k l				
	連携分	k l	_		_	
	SAF	k l				
非化石燃料	連携分	k l				
	水素	t				
	連携分	t				
	アンモニア	t		-		
	連携分	t				
	その他 ( )	( )				
	連携分	( )				
非化	石燃料小計 (原油換算 k 1)					
	連携分					
	非化石燃料小計(GJ)					
	連携分					

			電気事業者からの買電	fkWh				
		化石	連携分	手kWh				
	WW	由来	その他 (上記以外の買電)	fkWh				
			連携分	f k W h				
	贝旭		電気事業者からの買電	fkWh				
		非化石	連携分	fkWh				
		由来	その他 (上記以外の買電)	手kWh				
			連携分	手kWh				
			太陽光	手kWh				
			連携分	手kWh				
			風力	手kWh				
雷気			連携分	手kWh				
电风		非燃料	地熱	手kWh				
		由来	連携分	手kWh				
	自家 発電		水力	手kWh				
			連携分	手kWh				
			その他 ( )	f k W h				
			連携分	手kWh				
			化石由来	f k W h			(※)	(₩)
		燃料	連携分	f k W h				(30)
		由来	非化石由来	手kWh			(%)	(%)
			連携分	手kWh				(%)
		その	他 ( )	于 k W h			(※)	(89)
			連携分	fkWh				(89)
		電気	小計 (原油換算 k 1)					
			連携分					
			電気小計(GJ)			$\overline{}$		
			連携分					
	合 計GJ							
	連携分							
	原油換算 k 1						⊕-1	⊕-2
	連携分							
	前年度原油換算 k 1							
	連携分							
	対前年度比(%)							
			連携分					

- 備考 1 「買電」については、一般送配電事業者(電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業
  - 者をいう。) が維持し、及び運用する議僚路を介して供給された電気をいう。 整量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 施行規則で定める換算係数を使用すること。
  - 3 (※) に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64 ギガジュールとして換算した 値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

### 2-2. 旅客輸送による電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

						年度		
	時間帯	単位	使月	用量		を除いた ・一使用量	連携省エネルギー分の エネルギー使用量	
			数值	原油換算 k1	数值	原油換算 kl	数值	原油換算 kl
	4月	fkWh						
	5月	fkWh						
	6月	f kWh						
	7月	f kWh						
	8月	f kWh						
月	9月	+f k₩h						
Sil	10月	+ k₩h						
	11月	f kWh						
	12月	f kWh						
	1月	f kWh						
	2月	f kWh						
	3月	f kWh						
哲丽	出力制御 時間帯	+ k₩h						
帯	需給が厳しい 時間帯	f k₩h			•			
Si)	その他の時間帯	f k₩h						
	合計		_					

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別 による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制 御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入する
  - 2 原油換算 kl 欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し た値を記入すること。

2-3. 旅客輸送における電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
~		kWh
~		kWh
~		kWh

2 - 4. 旅各棚送における电気医和手来有から購入した电力の性別及び非化石エイルイー割合に採る目:				
	メニュー名	使 用 量		非化石メニューにおける 非化石制合又は 非化石証書使用状況
Г	1.	kWh	kl	%
	2.	kWh	kl	%
	3.	kWh	kl	%

	業運行距離	i 又は営業運	航距離の合計と省	エネ効果	!			
			ー措置に関して使り 航距離の算出方法		883	れるエネルギ	一量及び当該措置	を踏まえ7
		省エネルギー	-措置に関して使り 航距離	用したこ	ととさ	れるエネルギ	一量及び当該措置	量を踏まえた
: ル - の i			ルギー措置に係 ネルギー使用量 熱量GJ		たエネル	ギー措置を踏 レギー使用量 熱量G J	連携省エネル を踏まえた輸 業運行距離又 航距網	送量、営 は営業運
	輸送用機板	数器具の概要	. 使用状況及び導	入、改造	文は廃	棄の状況		
		の名称	器具の		使	用 状 況	導入、改造 廃 棄 の 3	
Ė								
Ė								
Į								
Ĺ								
Ĺ								
l								
物:	定した量を 計並びにコ ごとに当該	: 合算して得 : ネルギーのf : 貨物の重量に	重量に当該貨物を られる量及び個々 史用量 こ当該貨物を輸送	の輸送	目機械?	器具ごとの営業	美運行距離又は営	業運航距離
物量	定した量を 計並びにコ ごとに当該 を合算して 貨物ごとに	<ul><li>合算して得</li><li>ネルギーの付 貨物の重量に</li><li>得られる量</li><li>当該貨物の</li></ul>	られる量及び個々 使用量 こ当該貨物を輸送 重量に当該貨物を	の輸送が する距離	用機械を乗じ	器具ごとの営業 て得られる量 年度	美運行距離又は営	業運航距削
物量「角質」	定した量を計並びに当びに当びに当じを合算して を合算してといるができません。 ではないではないできません。 ではないではないできません。 ではないできまないできまないできまないできまないできまないできまないできまないできま	で合算して得 ・ネルギーの に貨物の重量に 一得られる量 ・当該貨物の ・当該貨物の ・当該貨物の ・当該貨物の ・当該貨物の ・当該貨物の ・当該貨物の ・当該貨物の ・当該貨物の	られる量及び個々 使用量 こ当該貨物を輸送 直量に当該貨物を貸 を算定し、当該貨物を られる量 直量に当該貨物を を算に当該貨物を	の輸送する を を を を を を を を を を を を を	用機械を乗じ距算距	器具ごとの営業 て得られる量 年度	英運行距離又は営 を算定し、当該針	業運航距削
物量「作用分類的	定した型でした型でした。 を立むでは、算にできる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、では、できる。 できる。 でしる。 できる。 できる。 でしる。 でも。 できる。 でも。 でも。 でも。 でも。	で合算して得 ・ネルギーの付 に貨物の重量 「得られる量 当該貨物の重 ・当該貨物の重 ・当該貨物の重 ・当該貨物の重 ・当該貨物の重 ・当該貨物の重 ・当該貨物の重 ・当該貨物の重	られる量及び個々 使用量 こ当該貨物を輸送 重量に当該貨物を を算定し、当該貨物 られる量	の輸送する距離 輸送さとに を いるといるとに を は が に と いると に る に り に り に り に り に り に り に り に り に り	用機械を乗じ	器具ごとの営ま で得られる量 年度 -1	英運行距離又は営 を算定し、当該針	業運航距削
物量質與分類	定した正式では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	と合算して得 ・ネルギーの を貨物の重量 ・得られる量 ・当該貨物の量 ・合算して得 ・当該貨物の量 ・当該貨物の量 ・得られる量 ・会算して得 ・会算して得 ・会算して得 ・会算して得 ・会力を表して得 ・その ・その ・その ・その ・その ・その ・その ・その	られる量及び個々 使用量 こ当該貨物を輸送 直量に当該貨物を収 を算定し、 られる量 直量に当該貨物を収 られる量 を関定し、当該貨物を収 を発達をし、当該貨物を収 を発達をし、当該貨物を収 を発達をし、当該貨物を収 を発	の輸送する距離 輸送するに 輸送さとに 輸送さとに などとにするに ないギ	用機械を乗じ距算の	器具ごとの営ま て得られる量 年度 -1 -2	表運行距離又は営 を算定し、当該貨 対前年度比	業運航距線 資物ごとに多 (%)
物量 多月分月分月分十一个	定計ごを合物をし物では当してという。 資源をしてをはいる はいまして を はいまして といてをにてを はいまして を まり といてを はいました かい はい かい	合算して得います。 合算して得います。 一次ののでは、 一次のでは、 一分では、 一つでは、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一	られる量及び個々 更用量 こ当該貨物を輸送 重量に当該貨物を を算定し、当該貨 重量に当該貨物を を算定し、当該貨 を算定し、当該貨 を算定し、当該貨 を対定し、当該貨 を対定し、当該貨 を対応し、当該貨 を対応し、当該貨	の輸送に するに がい いっぱい かいかい いっぱい かいい いっぱい かいい いっぱい かいい いっぱい かいい は 営業 選	用機械を乗じ 距算 距算 の が が が が が が が が が が が が が が が が が が	器具ごとの管部 て得られる量 年度 ・1 ・2 ・2	英運行距離又は営 を算定し、当該針	業運航距線 資物ごとに多 (%)
物量。多月次多月次打一个一个时间的	定計ごを 貨雅定貨雅を占置 の 国 国 国 といて といて 等 ご乗たご乗走 め の距の の距の の距の の距の の距の の距の のの のの のの のの のの	合算して得い、 一名の本の主量は、 一名の本の主量は、 一名の本の主要は、 一名の主要は、 一。 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	られる量及び個々 東用量 こ当該貨物を輸送 重量に当該貨物を・ を算定し、当該貨 重量に当該貨物を・ を算定し、当該貨 を算定し、当該貨 もおる量(連携省 の営業運行距離又	の輸送に対するに対しています。 一般 かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいま	用機械が乗びを車算の正算の単純・業業	平度 ・1 ・2 ・1 ・2 ・1	表運行距離又は営 を算定し、当該貨 対前年度比	業運航距線 資物ごとに多 (%)
物量 美国英国英国英国	定計ごを合 貨雅をは物をした といこと を は といこと を は を とい 最 といこ といこ といこ といこ といこ を といこ を た こ を も よ か こ か ま た こ 乗 た を き ま が ま で ま といてを にてを にてを にてを にてを にてを にてを にてを にてを にてを に	合算して得い、 一名の本の主量は、 一名の本の主量は、 一名の本の主要は、 一名の主要は、 一。 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	られる量及び個々 東用量 こ当該貨物を輸送 直盤に当該貨物をを を算定し、当該貨物 を対象と がある量(連携者: の営業運行距離又 ごとの営業運行距 ごとの営業運行距 ごとの営業運行距	の輸送に対するに対しています。 一般 かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいま	<ul><li>用機械</li><li>乗</li><li>車算</li><li>車算</li><li>車算</li><li>前</li><li>乗</li><li>乗</li><li>次</li><li>少</li><li>少</li><li>少</li><li>少</li></ul>	### ### ### ### ### ### ### ### ### #	業運行距離又は営 を算定し、当該貨 対前年度比 対前年度比	業運航距線 資物ごとに多 (%)
物量。鱼鱼鱼鱼鱼鱼	定計がと合うとは、	会算して得かれています。 会算得られる量量 当該貨物の正得 当該貨物の正得 等合算して得り 等のよるである。 は関連を表する。 はをまをまをまをまをまをまをまをまをまをまをまをまをまをまをまをまをまをまをま	られる量及び個々 東用量 こ当該貨物を輸送 直盤に当該貨物をを を算定し、当該貨物 を対象と がある量(連携者: の営業運行距離又 ごとの営業運行距 ごとの営業運行距 ごとの営業運行距	の輸送に対するに対しています。 一般 かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいま	用機械が乗びを車算の正算の単純・業業	### ### ### ### ### ### ### ### ### #	表運行距離又は営 を算定し、当該貨 対前年度比	業運航距線 資物ごとに多 (%)
物量	定した量とこ数とは はいます。 には当然ではいます。 は確した量を含す。 は確した量をできないます。 は確した場合ではできない。 は確した量をはためでは、 はできない。 はできない。 はできない。 はでは、 はでは	合算して得いて ・ ネルギーのは (貨得のの重量 ・ 後貨得られる量 ・ 当後6年の ・ 当後6年の ・ は後後の ・ は後に ・ はいまする。 ・ はいまる。 ・ はいまな。 ・ はいまる。 ・ はいまる。 ・ はいまな。 ・	られる量及び個々 東用量 こ当該貨物を輸送 直盤に当該貨物を終 と算定し、当該貨物 を対象と と対象を が対象を が対象を が対象を が対象を が対象を が対象を が対象を が対象を がある量 の営業運行距離 でとの営業運行距 でとの営業運行距 の使用量	の輸送に対するに対しています。 一般 かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいま	<ul><li>用機械</li><li>乗</li><li>車算</li><li>車算</li><li>車算</li><li>前</li><li>乗</li><li>乗</li><li>次</li><li>少</li><li>少</li><li>少</li><li>少</li></ul>	### ### ### ### ### ### ### ### ### #	業運行距離又は営 を算定し、当該貨 対前年度比 対前年度比	業運航距距
物量」全国欠重的欠主	定した量金を 計並びほことに当該と に当該とに当該と に当該と に当該と に当該と に当該と に当該と	・合算して得いています。 ・ 本ルギーのは ・ 後貨得られる量 ・ 当該貨物の重量 ・ 当該貨物の立て得得られるである。 ・ 当該貨物の重量 ・ 当該貨物の重量 ・ 当該貨物の重量 ・ 当該貨物の重量 ・ 得合言。 ・ は一般極極に ・ は一般極極に ・ は一般を ・ は一のを ・	られる量及び個々 皮用量 こ当該貨物を輸送 を算定し、当該貨物を を算定し、当該貨 を対象にし、当該貨 の営業運行距離又 ごとの営業運行距離 ごとの営業運行距離 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 の使用量	の輸送に対するに対しています。 一般 かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいま	用機械 機械 野算 距算 四算 一分 の 年度	年度 年度 -1 -2 対 -1 -2	業運行距離又は営 を算定し、当該針 対前年度比 対前年度比	業運航距線 資物ごとに多 (%)
物量」全国欠重的欠主	定した量金を 計並でに当該と でといて当算して を含まった量金を 値を生した量金を に当該して 値を定した量金を に当該して 値をといて当該して 値をといて当該と にはませました量金を の輸送内 の輸送の の輸送による にに当該して のの にはまする のの にはまする になまする になまる になまる になまる になまる になまる になまる になまる になる になる になる になる になる になる になる にな	会算して得い、 ・ 本ルギーのは ・ 後貨得られる量 ・ 当該貨物の1 ・ は質がのの1 ・ は質がのの1 ・ は質がのの1 ・ は質がの1 ・ はいでは、 ・ はいではいでは、 ・ はいでは、 ・ はいでは、	られる量及び個々 皮用量 こ当該貨物を輸送 を算定し、当該貨物を を算定し、当該貨 を対象にし、当該貨 の営業運行距離又 ごとの営業運行距離 ごとの営業運行距離 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 でも、ことの営業運行距 の使用量	の輸送に対するに対しています。 一般 かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいま	<ul><li>用機械</li><li>乗</li><li>車算</li><li>車算</li><li>車算</li><li>前</li><li>乗</li><li>乗</li><li>次</li><li>少</li><li>少</li><li>少</li><li>少</li></ul>	年度 年度 -1 -2 対 -1 -2	業運行距離又は営 を算定し、当該貨 対前年度比 対前年度比	業運航距線 資物ごとに多 (%)

第4表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

1. 貨物輸送によるエネルギー消費原単位

		年度	対前年度比(%)
エネルギー 消費原単位 <sup>=</sup>	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油検算 k 1) (②・1) 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送す る距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ご とに算定した量を合算して得られる量(②・1)		
連携省エネル ギー措置を踏 まえたエネル = ギー消費原単 位	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を 踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 k 1) (②・2) 貨物ごとに当該貨物の電量に当該貨物を輸送 する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物 ごとに算定した量を合算して得られる量 (適携者エネルギー措置を踏まえたもの)(②・2)		

備考 「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (①・1)」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー 一措置を踏まえたエネルギーの使用量 (②・2)」は、②・1 又は②・2 の非化石燃料に対して、法第5条第1 項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

### 2. 旅客輸送によるエネルギー消費原単位

		年度	対前年度比(%)
エネルギー = 消費原単位	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k l) (②・1) 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は 営業運航距離の合計 (②・1)		
連携省エネル ギー措置を踏 まえた重気需=	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を 踏まえたエネルギーの使用量(原油換算k1) (壹・2)		
要最適化評価原単位	個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は 営業運航距離の合計(連携省エネルギー措置を踏 まえたもの)(⑦-2)		

備考 「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(②・1)」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー 一措置を踏まえたエネルギーの使用量(②・2)」は、②・1 又は②・2 の非化石燃料に対して、法第5条第 1 項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

### 3. 貨物輸送による電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比(%)
電気需要 最適化 = 評価原単位	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえた エネルギーの使用量(原油検算を1) (②・1*) 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送す る距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ご とに算定した量を合算して得られる量(②・1)		
連携省エネル ギー措置を踏 まえた電気需= 要最適化評価 原単位	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネル ギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k 1) (②・2) 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送す る距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ご とに算定した量を合算して得られる量(連携省エ ネルギー指置を踏まえための(②・2)		

個考 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (①・1)」及び「電気需要最適化、 非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (②・2)」は、②・1 又は②・2 の非化石燃料に対して、法第5条第1項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判 断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用 量を記入すること。

### 4. 旅客輸送による電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比(%)
電気需要 最適化 =	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえた エネルギーの使用量(原油換算kl)(②'-1')		
評価原単位	個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は 営業運航距離の合計(⑦-1)		
連携省エネルギー措置を踏	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネ ルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k 1) (② '2')		
まえた電気需= 要最適化評価 原単位	個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は 営業運航距離の合計(連携省エネルギー措置を 踏まえたもの)(⑦・2)		

個考 「電気需要最適化及び手化乙燃料の相正格計えたエネルギーの使用量(②・1')」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(②・2')」は、②・1 又は②・2 の非化石燃料に対して、法第5条第1項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況 1. 貨物輸送によるエネルギー消費原単位

	見が抽心による。		10 50 554	-155			
		年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
Д.	ネルギー消費原 単位						
	前年度比(%)		<b>(A)</b> −1	<b>®</b> −1	©-1	<b>©</b> -1	
措	携省エネルギー 置を踏まえたエ ルギー消費原単 位						
	前年度比(%)		<b>A</b> -2	<b>1</b> 9-2	©-2	<b>D</b> -2	

### 2. 旅客輸送によるエネルギー消費原単位

2. 派各棚及による	-10.	们更亦牛	- 122	ı —		5年度間
	年度	年度	年度	年度	年度	コ 平均原単位変化
エネルギー消費原 単位						
前年度比(%)		<b>(A)</b> −3	<b>®</b> −3	<b>©</b> -3	<b>D</b> -3	
連携省エネルギー 措置を踏まえたエ ネルギー消費原単 位						
前年度比(%)		<b>A</b> -4	<b>®-4</b>	©-4	<b>D</b> -4	

### 3. 貨物輸送による電気需要最適化評価原単位

電気使用量	□ 月別 □ 時間別					
	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間 平均原単位変化
電気需要最適化評 価原単位						
前年度比(%)		<b>(A)</b> ' -1	<b>®</b> ' -1	©' -1	<b>©</b> ' -1	
連携省エネルギー 措置を踏まえた 電気需要最適化 評価原単位						
前年度比(%)		<b>(A)</b> ' −2	<b>®'</b> −2	©' -2	<b>⊕</b> ' −2	

# 4. 旅客輸送による電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分				□ 月5	ji 🗆	時間別
	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間 平均原単位変化
電気需要最適化評 価原単位						
前年度比(%)		Ø`-3	®'-3	©, -3	<b>(0</b> ), −3	
連携省エネルギー 措置を踏まえた 電気需要最適化 評価原単位						
前年度比(%)		<b>(A)</b> ' −4	®' -4	©' -4	<b>0</b> ' −4	

# 5. 非化石エネルギーの使用状況 5-1. 貨物輸送に係る電気車における非化石電気の使用状況

非化石電気の使用状況							
<ul><li>・□使用電気全体(自家発電を含む。)</li><li>・□外部調達電気</li></ul>	年度	年度	年度	年度	年度		
に占める非化石電気の割合	%	%	%	%	%		

# 5-2. 非化石エネルギー自動車の使用状況 (車両総重量8トン以下の貨物自動車)

_	- 0		実績				
[2	分	年度	年度	年度	年度	年度	
電気自動車	0	台	台	台	台	台	
水素自動車 (燃料電池自動車を含む。)	2	台	台	台	台	台	
プラグインハイブリッド 自動車	3	台	台	台	台	台	
専らバイオ燃料・合成燃料 を使用する自動車	4	台	台	台	台	台	
非化石エネルギー自動車の 合計	5=0+2+3+4	台	台	台	台	台	
貨物輸送に使用する 自動車の合計	6	台	台	台	台	台	
非化石エネルギー自動車の 割合	⑦=⑤/⑥×100	%	%	%	%	%	

### 5-3. バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車(車両総重量8トン以下の貨物自動車)に係る参考情報

O O. A TANKAT LIMAKA	行と区川テジロ助年(年	門和重重の「マス」の資物目	例本) (こから) 今日本
燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量	台数
	%	kl	台
	%	k1	和

5-4. 旅客輸送に係る電気車における非化石電気の使用状況

非化石電気の使用状況					
・□使用電気全体(自家発電を含む。) ・□外部調達電気	年度	年度	年度	年度	年度
に占める非化石電気の割合	%	%	%	%	%

5-5. 非化石エネルギー自動車の使用状況 (バス、タクシー)

3 3. 非化石ニホルモ 日製	単の使用状況(ハム、タクシー	,				
区分		実績				
12	277	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	•	台	台	台	台	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む。)	2	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド 自動車	3	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料 を使用する自動車		台	台	台	伯	台
非化石エネルギー自動車の 合計	5=0+2+3+4	台	台	台	台	台
旅客輸送に使用する 自動車の合計	6	台	台	台	伯	台
非化石エネルギー自動車の 割合	⑦=⑤/⑥×100	%	%	%	%	%

5-6. バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車 (バス、タクシー) に係る参考情報

	燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量	台数
		%	k1	台
ſ		%	kl	台

5 – 7	. その他非化石エネルギーの使用状	況	

- 備考 1 5-1及び5-4の非化石電気の割合(使用電気全体(自家発電を含む。)又は外部調達電気)は、 記載する項目に■印を付すこと。
  - 2 5-2及び5-5の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車(燃料電池自動車を含む。)、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「実績」の欄には、それぞれ値を記入すること。
  - 3 5-1は「貨客輸送区分」が1の場合に、5-2及び5-3は「貨客輸送区分」が2又は3の場合に、5-4は「貨客輸送区分」が5の場合に、5-5及び5-6は「貨客輸送区分」が6又は7の場合に記載すること。
- 第6表 エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの 使用割合が向上しなかった場合の理由
- 1. 過去5年度間の貨物輸送によるエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(イ)、又

はエイルイ	一個資原単位が削斗及に比べ以書できなかった場合は(ロ)にての理由
(イ) の理由	
(ロ) の理由	

- 備考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。
- 2. 過去5年度間の旅客輸送によるエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は (ハ)、又は エネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は (二) にその理由

0007[0] 8 -1	情質が中医が前十及に近 · 吸音できながった場合は (一) にての産出
(ハ) の理由	
(二) の理由	

- 備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。
- 3. 過去5年度間の貨物輸送に係る電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ホ)、 又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(へ)にその理由

(ホ)	の理由			
(~)	の理由			
		·	·	

備考 (ホ)及び(へ)共に該当する場合、双方記載すること。

	を適化評価原単位が	前年度に比べ改善	できなかった場合は	(チ) にその理由	_
ト) の理由					
					_
チ)の理由	-				
(ト)及び	(チ) 共に該当する	場合、双方記載す	·ること。		
貨物輸送に係	5非化石エネルギー	の使用割合が向上	:しなかった場合の理	抽	_
旅客輸送に係	5非化石エネルギー	の使用割合が向上	しなかった場合の理	抽	_
					_

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況 1. 貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準の遵守状況

	W.2-101 02 D/1102	合理化に関する質物輸达	学来省 *プロロ *プ 選斗 *プ 活	E 1 1/1/1/1
対象項目	取組方針の策定	省エネ推進体制・責任者	責任者による取組の状況	省エネに関する
取組方針の 作成とその効果等 の把握	************************************	日本の部門で実施している。 □ 全ての部門で実施している。 □ 大半の部門で実施している。 □ 一部の部門だけ実施している。 □ 実施していない	(計画の東京、報告等) □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 来施している □ 来施している	日本・小に関する 企業員教育実施 □ 実施しているい
	定及び取組の見直し □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない			
省エネ輸送用 機械器具の使用	省エネ輸送用 機械器具の導入 全でで実施している 大半で実施している 一部だけ実施している 実施していない	<ul> <li>省エネに資する</li> <li>器具の導入</li> <li>該当なし</li> <li>全てで実施している</li> <li>大半で実施している</li> <li>一部だけ実施している</li> <li>支施していない</li> </ul>		
省エネ運転・操縦	<u>省エネ運転・操縦</u> □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	<u>物率的な</u> 輸送ルートの選択 □ 該当なし □ 全でで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している る □ 実施していない	<u> </u>	
輸送能力の高い 輸送用機械器具の 使用	<ul><li>輸送用機械器具の 大型化</li><li>全でで実施している</li><li>大半で実施している</li><li>一部だけ実施している</li><li>実施していない</li></ul>			
輸送能力の 効率的な活用	<ul><li> 職載率の向上 <ul><li>該当なし</li><li>全てで実施している</li><li>大半で実施している</li><li>一部だけ実施している</li><li>実施していない</li></ul></li></ul>	<ul><li>資物量に応じた 輸送能力の適正化</li><li>該当なし</li><li>全でで実施している</li><li>大半で実施している</li><li>一部だけ実施している</li><li>表施していない</li></ul>	<u>空荷走行・航行</u> <u>即</u> 継等の縮域 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
その他	荷主等の関係者 <u>との連携強化</u> 全で実施している 大半で実施している 一部だけ実施している ⇒施していない	効率的な輸送方法の選択	<ul><li>物流拠点の整備</li><li>」 該当なし</li><li>」 全てで実施している</li><li>」 大半で実施している</li><li>」 一部だけ実施している</li><li>ろ</li><li>」 実施していない</li></ul>	

9	* 終安輪洋に低ステネルギー	の体田の今神化に関する	旅安輪洋東営者の判断の	主淮の満字半辺

	.保るエネルキーの使用の	合理化に関する旅各輸达	事業者の判断の基準の透	<b>至寸状况</b>
対象項目				
取組方針の 作成とその効果等 の押報	取組が針の策定  環定している  策定していない	名工・推進体制・責任者 の設置     全ての部門で実施している     大半の部門で実施している     一部の部門だけ実施している     実施していない	責任者による取組の状況 (計画の策定、報告等) 全でを実施している 大半を実施している 一部を実施している 来施していない	省エネに関する 往業員数育実施 実施している 実施していない
	省エネ目標の設定・効果測 定及び取組の見直し 会てを実施している 大半を実施している 一部を実施している 実施しているい			
省エネ輸送用 機械器具の使用	省エネ輸送用 機械器具の導入 全でで実施している 大半で実施している 一部だけ実施している 実施していない	<u>省エネに資する</u> <u>器具の導入</u> 該当なし     全で実施している     大半で実施している     一部だけ実施している     実施していない		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な     輸送ルートの選択     談当なし     全で実施している     大半で実施している     一部だけ実施している     変施していない	<ul><li>冷暖房効率の向上等</li><li>□ 該当なし</li><li>□ 全てで実施している</li><li>□ 大半で実施している</li><li>□ 一部だけ実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>	
旅客を乗せない 走行・航行距離 の縮減	回送走行・航行 距離等の縮減 全てで実施している 大半で実施している 一部だけ実施している 実施していない			
その他	他の事業者等関係者との 連携強化  全でで実施している  大半で実施している  一部だけ実施している  実施していない	効率的な輸送方法の選択     の促進     該当なし     全でで実施している     大半で実施している     一部だけ実施している     っ 実施していない		

第8表	その他実施	した措置

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項							
		措	置	Ø	概	要	
Г							

# 相関の概要

### 2. 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措	置	Ø	概	要

### 3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

_	 	- 10-10-10-10-1						
			措	置	Ø	概	要	
Γ								

第9表 二酸化炭素の排出に係る事項 1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

١		年度
	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO <sub>2</sub> )	

١.	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定 異なる算定方法又は保数の内容	方法又は係数と

貨客輸送事業者認定総括表 認定管理総括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者において、輸送能力の合計が令第15条第2項に定める数値以上の貨客輸送事業者の一覧

# 1. 認定管理統括貨客輸送事業者

認定管理統括貨客輸送事業者指定番号	認定管理統括貨客輸送事業者の名称

### 2. 管理関係貨客輸送事業者

D. DELINING THE TALL	
管理関係貨客輸送事業者指定番号	管理関係貨客輸送事業者の名称

貨客輸送事業者認定第1表 認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者の名称等

認定管理統括貨客輸 号又は管理関係貨客 番号									
特定排出者番号									
事業者名			•						
1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送 5. 鉄道による旅客の輸送 6. 乗合自動車による旅客の輸送 7. 乗用自動車(乗合自動車を除く。)による旅客の輸送 8. 船舶による旅客の輸送									
代表者の役職名									
代表者の氏名									
主たる事務所の所在地	電話 ( FAX ( e-mail (	_ _	-	-		)			

### 貨客輸送事業者認定第2表 エネルギーの使用量

	エネルギーの種類		単位	使用量			
エネルギー		K/V-P-	の恒知	平位	年度	熱量 GJ	
			揮発油	k l			
			ジェット燃料油	k l			
			軽油	k 1			
			A重油	k 1			
			B·C重油	k 1			
			液化石油ガス	t			
	化石燃	料	(LPG)	L			
			液化天然ガス	t			
			(LNG)	·			
			石炭 ( )	t			
			都市ガス	+f m 3			
			(CNGを含む。)	1 1110			
			その他 ( )				
			料小計 (原油換算 k 1)				
		1	と石燃料小計 (GJ)				
			バイオエタノール	k 1			
			バイオディーゼル SAF	k 1 k 1			
∌	化石炉	<b>热料</b>	水素	t t			
			アンモニア	t			
			その他 ( )	( )			
		非化石	然料小計 (原油換算 k 1)				
			化石燃料小計 (GJ)				
		化石	電気事業者からの買電	手kWh			
	rm one	由来	その他(上記以外の買電)	手kWh			
	買電	非化石	電気事業者からの買電	手kWh			
		由来	その他 (上記以外の買電)	手kWh			
			太陽光	手kWh			
雷気		非燃料	風力	手kWh			
me xt	自家		地熱	手kWh			
	発電	шж	水力	f k W h			
	76 HE		その他 ( )	f k W h			
		燃料	化石由来	手kWh			
		由来	非化石由来	fkWh			
			0他 ( )	手kWh			
		電気	(小計 (原油換算 k 1)				
			電気小計 (GJ)				
			合 計GJ				
			原油換算 k 1			-	
			前年度原油換算 k 1			-	
			対前年度比(%)				

- 般送配電事業 1 「真理」については、一般送配電事業者(電気事業注第2条第1 用第9 号に規定する一般送配電事業者をいう。) が維持し、及び運用する電線器を介して供給された電気をいう。
  2 熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則で定める換算係数を使用すること。
  3 (※)に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

省客輸送事業者認定第3表 二酸化炭素の排出に係る事項

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

	年度
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)	

2. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内

3	
Ī	
L	

3. 権利利益の保護に係る請求の有無

上記1. の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると 思料するとき」の請求に係るものであることの有無(該当するものどちらかに○をすること)

1. 有(別添のとおり) 2. 無

4. 情報提供の有無

上記1. の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定によるエネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無(該当するものどちらかに〇をすること)

1. 有(別添のとおり) 2. 無

[備 考]

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 2 報告書目頭のペプルアとドレーmusauハレン・こと。 報告書目頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。
- 4 報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。
- 5 第1表の1-1、2-1及び3 (3) の使用量の欄には、報告対象となる全ての輸送区分について、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
- 6 第1表の1-1及び2-1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 7 第1表の1-1及び2-1の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を( )内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 8 第1表の1-1、2-1及び3 (3) のうちG J (ギガジュール) を単位として記入するものについては、必要 に応じ、単位をT J (テラジュール)、P J (ペタジュール) にかえて記入することができる。
- 9 第1表の1-1、1-2、2-1及び2-2、第3表の1、2、3及び4、第4表の1、2、3及び4並びに第 9表の1の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表 (第 1表の1-2及び2-2並びに第9表の1を除く。)の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値(第3表の1、2、3及び4並びに第4表の1、2、3及び4については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値)を用いて算出し、記入すること、算出方法は、以下のとおり。

- 10 第2表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る總エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 11 第4表の1及び2の「エネルギー消費原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗 じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量及び関々の輸送用機械器具ごとの営業 運行距離又は営業運航距離の合計の単位当たりのエネルギー消費量をいう。
- 12 第4表の3及び4の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。
- 13 第5表(5-3、5-6及び5-7を除く。)の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、同表の1及び2の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の3及び4の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 14 第5表の1から第5表の4の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化 評価原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。
- (1) エネルギー消費原単位
- 5年度間平均原単位変化 (%) = ( $\mathbb{A} \times \mathbb{B} \times \mathbb{C} \times \mathbb{O}$ ) $^{1/4}$  (%)
- (2) 電気需要最適化評価原単位
- 5年度間平均原単位変化(%) = (A'×B'×C'×D')<sup>1/4</sup>(%)
- 15 第6表の1は、「(ロ) の理由」が「(イ) の理由」と同様になる場合には、「(イ) と同じ」と記入してもよい。 第6表の2は、「(ニ) の理由」が「(ハ) の理由」と同様になる場合には、「(ハ) と同じ」と記入してもよい。第 6表の3は、「(ハ) の理由」が「(木) の理由」と同様になる場合には、「(ホ) と同じ」と記入してもよい。また、

- 第6表の4は、「(チ)の理由」が「(ト)の理由」と同様になる場合には、「(ト)と同じ」と記入してもよい。
- 16 第7表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。
- 17 第9表の1の欄(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量)には、次に掲げる量の合計量を記載 すること。
  - (1) 報告対象となる全ての輸送区分の燃料の使用に伴って発生する一酸化炭素の排出量
- (2) 報告対象となる全ての輸送区分の電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 18 第9表の2の欄(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法 又は係数の内容)には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定 方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 19 貨客輸送事業者認定第1表から第3表は、貨客輸送事業者認定総括表に記載された事業者の数だけ作成すること。
- 20 貨客輸送事業者認定第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付され た番号を記載すること
- 21 貨客輸送事業者認定第1表の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細 分類の番号を記載すること。
- 22 貨客輸送事業者認定第2表の使用量の欄には、報告対象となる全ての輸送区分について、エネルギーの種類ごと に固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
- 23 貨客輸送事業者認定第3表の1の欄 (エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量) には、次に掲げ る量の合計量を記載すること。
- (1) 報告対象となる全ての輸送区分の燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 報告対象となる全ての輸送区分の電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 24 貨客輸送事業者認定第3表の2の欄(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係 数と異なる算定方法又は係数の内容)には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又 は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

様式第14(第22条第1項関係)

貨客輸送連携省エネルギー計画認定申請書

地方運輸局長 殿

年 月 日

(代表申請者) 住所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

(共同申請者) 住所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第138条第1項 の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。 1. 貨客輸送連携省エネルギー措置を実施する者の概要

(1)代表申請者	
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括 貨客輸送事業者指定番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	₸
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話( — — ) FAX( — — ) メールアドレス

(2)共同申請者	
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括 貨客輸送事業者指定番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話( ) FAX( ) メールアドレス
<ol> <li>貨客輸送連携省エネルギー措置の目標 ※取組前と取組後を対比して記載すること。</li> </ol>	その際、エネルギー使用合理化期待を
	その際、エネルギー使用合理化期待が
※取組前と取組後を対比して記載すること。 油換算(単位kl)で記載すること。	
※取組前と取組後を対比して記載すること。 油換算(単位kl)で記載すること。 3. 貨客輸送連携省エネルギー措置の内容	
※取組前と取組後を対比して記載すること。 油換算(単位kl)で記載すること。 3. 貨客輸送連携省エネルギー措置の内容 ※貨客輸送連携省エネルギー措置の内容に かる概念図も添付すること。	いて概要を記載するとともに、そのP
※取組前と取組後を対比して記載すること。 油換算(単位kl)で記載すること。 3. 貨客輸送連携省エネルギー措置の内容にから概念図も添付すること。 (チェック欄) 貨客輸送連携省エネルギー措置の実施	いて概要を記載するとともに、そのP にあたり、独占禁止法に抵触する内
※取組前と取組後を対比して記載すること。 油換算(単位kl)で記載すること。 3. 貨客輸送連携省エネルギー措置の内容にから概念図も添付すること。 (チェック欄) 資客輸送連携省エネルギー措置の実施容は会みません。	いて概要を記載するとともに、そのP にあたり、独占禁止法に抵触する内

6. 貨客輸送連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

### (1)資金調達計画

	4-2/CERT F-4								
年度	実施者	使途項目	調達先(千円)						
平皮	<b>天旭</b> 旬	快速視日	自己資金	借入金	補助金	その他	合計		
備考									

# (2)支援措置の利用

たって、支援措置の利用の有無 2. 無	貨客輸送連携省エネルギー措置の実施に当 たって、支援措置の利用の有無	
---------------------	---------------------------------------	--

7. その他

### 【備考】

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 複数の連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書 を作成すること。

【別添】

年 月 日

国土交通大臣 名

```
様式第16(第23条第1項関係)
                    認定貨客輸送連携省エネルギー計画の
                         変更に係る認定申請書
             殿
                                  (代表申請者)
                                  住所
法人名
                                  法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名
                                  (共同申請者)
                                  住所
法人名
                                  法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名
年 月 日付けで認定を受けた認定食客輸送連携省エネルギー計画について、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第139条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を受けたいので申請します。
1. 変更事項の内容
※変更前と変更後を対比して記載すること。
2. 変更時期
```

様式第15(第22条第3項関係)

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 【記載要領】

法第138条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

【備考】

貨客輸送連携省エネルギー計画の不認定通知書

年 月 日付けで認定申請のあった貨客輸送連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。 記 不認定の理由

様式第1
7
第 2
3条
第 4
項関係)

【備考】

1 この用紙の大きさは、日本産業規格ALとする。 2 複数の連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書 を作成すること。

様式第17(第23条第4項関係)

認定貨客輸送連携省エネルギー計画の 変更不認定通知書

年 月 日

国土交通大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった認定貨客輸送連携省エネルギー計画 については、下記の理由により認定をしないものとします。 記 不認定の理由

不認定の理由 【備考】 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 【記載要領】 法第138条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

```
様式第18(第24条第2項関係)
```

認定貨客輸送連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名 (共同申請者) 住所 法人名

(代表申請者)

法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた認定貨客輸送連携省エネルギー計画について、下記のとおり軽微な変更をしたので、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令第24 条第2項の規定に基づき届け出ます。

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

### 【備考】

1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第19(第25条関係)

認定貨客輸送連携省エネルギー計画の 認定取消し通知書

年 月 日

国土交通大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定貨客輸送連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定を取り消します。 記 認定を取り消す理由

『備考』 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 【記載要領】

法第139条第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

**様式第20**(第26条関係)

※受理年月日 ※処理年月日

定期報告書

地方運輸局長 殿

月

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 141 条の規定に基づき、次のとおり 報告します。

事業者名							
貨物輸送区分	2. 事業用貨物	勿自動車に	よる貨物の輸送 よる貨物の輸送		·		
主たる事務所の所在地	電話 ( FAX ( e-mail (	- -	- -	)			

# 第1表 エネルギーの使用量

				使用量
			年度	連携省エネルギー措置を踏まえ
エネルギー	の極類	単位	連携省エネルギー措置を	エネルギー使用量
			踏まえたエネルギー使用量	熱量 GJ
	揮発油	k 1		
	連携分	k l		
	ジェット燃料油	k l		
	連携分	k 1		
	軽油	k 1		
	連携分	k 1		
	A重油	k 1		
	連携分	k 1		
	B·C重油	k 1		
	連携分	k 1		
	液化石油ガス			
化石燃料	(LPG)	t		
	連携分	t		
	液化天然ガス	t		
	(LNG)	·		
	連携分	t		
	石炭 ( )	t		
	連携分	t		
	都市ガス	+f m 3		
	(CNGを含む。)	1		
	連携分	+f m 3		
	その他 ( )			
// 1M	連携分			
化有燃	料小計 (原油換算 k 1)			
	連携分			
1	ど石燃料小計 (GJ) 連携分			-
	バイオエタノール 連携分	k l k l		
	連携分 パイオディーゼル	k l		
	ハイオティーセル 連携分	k l		
	SAF	k l		
	連携分	k l		
非化石燃料	水素	t		
	連携分	t		1
	アンモニア	t		
	連携分	t		
	その他 ( )	( )		
	連携分	( )		
非化石物	然料小計 (原油換算 k 1)	1		
7. 70 Hz	連携分			
非	化石燃料小計 (GJ)			
	連携分			1

			電気事業者からの買電	手kWh		
		化石	連携分	fkWh		
		由来	その他 (上記以外の買電)	手kWh		
	WW		連携分	fkWh		
	贝旭		電気事業者からの買電	手kWh		
		非化石	連携分	手kWh		
		由来	その他 (上記以外の買電)	f k W h		
			連携分	手kWh		
			太陽光	手kWh		
			連携分	手kWh		
			風力	手kWh		
震気			連携分	手kWh		
电火		非燃料	地熱	手kWh		
	自家発電		連携分	手kWh		
			水力	手kWh		
			連携分	手kWh		
			その他 ( )	手kWh		
			連携分	手kWh		
		燃料	化石由来	手kWh		(8
			連携分	手kWh		(8
		由来	非化石由来	f k W h		(8
			連携分	fkWh		(8
		その	)他( )	f k W h		
			連携分	f k W h		
		電気	小計 (原油換算 k 1)			
			連携分			
			電気小計 (GJ)			
			連携分			
			合 計GJ			
			連携分			
			原油換算 k 1			0
			連携分			
		É	前年度原油換算 k 1			
			連携分			
			対前年度比(%)			
			連携分			
am de.		Error and		and the alle also	(衛星事業計 (四年) 20 年計	

- 備考 1 「買電」については、一般送配電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9 号に規定する一般送配電事業者をいう。) が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をい
  - 熟量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 施行規則(銀和54年通商産業省令第74号)で定める換算係数を使用すること。
     (※)に記入する熱量検算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した。
  - 値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

	省エネルギー措置に	<b>見して使用したこ</b>	こととされるエネル	キー重及び当該推	計置を踏まえた
量の合計と省エネ	- 効果				
	省エネルギー措置に	引して使用したこ	こととされるエネル	ギー量及び当該指	昔置を踏まえた
(2) 貨客輸送連携 量の算出方法	省エネルギー措置に	関して使用したこ	こととされるエネル	ギー量及び当該推	昔置を踏まえた!
	省エネルギー措置に関	関して使用したこ	ととされるエネル	ギー量及び当該推	昔置を踏まえた!
	省エネルギー措置に関	関して使用したこ	ととされるエネル	ギー量及び当該推	昔置を踏まえた!

(3) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量及び当該措置を踏まえた 輸送量

エネル ギーの	単位		ギー措置に係 ルギー使用量		ルギー措置を踏 :ルギー使用量	連携省エネルギー措置 を踏まえた輸送量
種類		数值	熱量GJ	数值	熱量GJ	

第2表 貨客輸送連携省エネルギー措置に係る輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

•	具合制心理防日ーイルコ	181	m (C)	41.074	401/27	13.198.104	un see	7 186 3K	, DC)	111/11/11	次0年/八、以近人は元本
	器具の名称	器	具	Ø	概	要	使	用	状	況	導入、改造又は 廃棄の状況

第3表 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算 定した量を合算して得られる量及びエネルギーの使用量

貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量

	年度	対前年度比(%)
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を 乗じて得られる量を算定し、当該貨物ことに算定した量を 合算して得られる量(連携省エネルギー措置を踏まえたも の)	0	

### 2. エネルギーの使用量

	年度	対前年度比(%)
連携省エネルギー措置を踏まえた エネルギーの使用量(原油機算 k 1)	0	

第4表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

### 1. エネルギー消費原単位

		年度	対前年度比(%)
連携省エネル ギー措置を踏 まえたエネル = ギー消費原単 位	非化石燃料の補正及US連携省エネルギー指置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k l ) (少・1) 貸物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送するB離を乗して得られる量を算定し、当該 賃物ごとに算定した量を合算して得られる量 億勝省エネルギー措置を踏まえたもの) ②		

備考 「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(⑦・1)」は、②の非化石燃料に対して、法第5条第1項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

### 2. 電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比(%)
連携省エネル ギー措置を踏 まえた電気需 要最適化評価 原単位	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油機算は1) (②・1) 賃物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ではとに第をして得られる量を算えし、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量(連携省エネルギー措置を踏まえたもの)②		

備考 「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(①・1)」は、②の非化石燃料に対して、法第5条第1項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の変化状況

### 第3表 過去3年度同のエン 1. エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
連携省エネルギー 措置を踏まえたエ ネルギー消費原単 位						
前年度比(%)		8	8	O	Θ	

### 2. 電気需要最適化評価原単位

	量の集計区 年度	年度	年度	□ 月別 年度	年度	時間別 5年度間 平均原単位変化
連携省エネルギー 措置を踏まえた電 気需要最適化評価 原単位						145814-12210
前年度比(%)		Φ,	®,	©,	Φ,	

第6表 その他貨客輸送連携省エネルギー措置に関して実施した措置

### 1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

措	置	Ø	概	要

### 2. 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措	置	Ø	概	要

「備 考]

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 3 報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載す ること.
- 4 報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記
- 5 第1表の1及び2 (3) の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入す ること。
- 6 第1表の1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 7 第1表の1の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を( )内に記入し、その使用量を記 入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 8 第1表の1及び2 (3) のうちG J (ギガジュール) を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位 をTJ (テラジュール)、PJ (ペタジュール) にかえて記入することができる。
- 9 第1表の1、第3表の1及び2並びに第4表の1及び2の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表 の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値(第3表の1及び2並びに第4表の 1及び2については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値)を用いて算出 し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

- 10 第4表の1の「エネルギー消費原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得 られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのエネルギー消費量をいう。
- 11 第4表の2の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係 る原単位をいう。
- 12 第5表の1及び2の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、同表の1の「エネ ルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の2の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」 の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 13 第5表の1及び2の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単 位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。
  - (1) エネルギー消費原単位
- 5年度間平均原単位変化(%) =  $(\hat{\mathbb{A}}\times\hat{\mathbb{B}}\times\hat{\mathbb{C}}\times\hat{\mathbb{D}})^{1/4}$ (%)(2)電気需要最適化評価原単位
- 5年度間平均原単位変化 (%) = (A'×B'×C'×D') (%)

**様式第21** (第26条関係)

### 定期報告

地方運輸局長 殿

月 日

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 141 条の規定に基づき、次のとお り報告します。

事業者名							
旅客輸送区分	2. 乗合自動 3. 乗用自動		- 客の輸送 助車を除く。)	による旅客の報	謎		
主たる事務所の所在地	電話 ( FAX ( e-mail (	=	_ _	)			

### 第1表 エネルギーの使用量

				使用量	
			年度	連携省エネルギー措置を踏まえ	
エネルギー	の種類	単位	連携省エネルギー措置を	エネルギー使用量	
			踏まえたエネルギー使用量	熱量 GJ	
	揮発油	k 1			
	連携分	k l			
	ジェット燃料油	k l			
	連携分	k l			
	軽油	k l			
	連携分	k 1			
	A重油	k 1			
	連携分	k 1			
	B·C重油	k 1			
	連携分	k 1			
	液化石油ガス				
化石燃料	(LPG)	t			
	連携分	t			
	液化天然ガス				
	(LNG)	t			
	連携分	t			
	石炭 ( )	t			
	連携分	t			
	都市ガス	+f m 3			
	(CNGを含む。)				
	連携分	1 m 3			
	その他 ( )				
	連携分				
化石燃	料小計(原油換算 k 1)				
	連携分				
1	と石燃料小計 (GJ)				
	連携分				
	バイオエタノール	k l			
	連携分	k 1 k 1			
	バイオディーゼル 連携分	k l			
	選携分 SAF	k l			
	連携分	k l			
非化石燃料	水素	t t			
	連携分	t			
	アンモニア	t			
	連携分	t			
	その他 ( )	( )			
	連携分	( )			
非化石	然料小計 (原油換算 k 1)	1 . /			
971649	連携分				
非	化石燃料小計 (GJ)				
	連携分			1	

			電気事業者からの買電	手 k W h			
		化石	連携分	手 k W h			
		由来	その他 (上記以外の買電)	fkWh			
	WW		連携分	fkWh			
	贝咀		電気事業者からの買電	fkWh			
		非化石	連携分	f k W h			
		由来	その他 (上記以外の買電)	+fkWh			
			連携分	f k W h			
			太陽光	+fkWh			
			連携分	f k W h			
			風力	+fkWh			
雷気			連携分	f k W h			
电风		非燃料	地熱	+fkWh			
		由来	連携分	f k W h			
	自家		水力	f k W h			
	発電		連携分	+fkWh			
			その他 ( )	f k W h			
			連携分	f k W h			
			化石由来	+fkWh			(88)
		燃料	連携分	+fkWh			(38)
		由来	非化石由来	fkWh			(36)
			連携分	fkWh			(38)
		その	)他( )	手kWh			
			連携分	fkWh			
		電気	小計 (原油換算 k 1)				
			連携分				
			電気小計 (GJ)				
			連携分				
			合 計GJ				
			連携分				
			原油換算 k 1			0	
			連携分				
		Ĥ	前年度原油換算 k 1				
			連携分				
			対前年度比(%)				
			連携分				
備老	1	FWF str	についてけ 一般洋配	坐本本生	雷気事業法(阪和39年法	(本第 170 号) 第 9 条第 1	百笛(

- 個考 1 「買電」については、一般送配電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9 号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をい
  - 2 熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 施行規則(昭和 64 年通商産業者令第 74 号)で定める機算係数を使用すること。
     3 (※)に記入する熱量換算値は、電気の量1 千キロワット時を熱量8.64 ギガジュールとして換算した 値を用いること。また、この熱量機算値は小計及び合計に含めないこと。

<ol> <li>損客輸送連携省エネルギー措置の実績</li> <li>貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業 適行距離又は営業運航距離の合計と省エネ効果</li> </ol>
(2) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業 運行距離又は営業運航距離の算出方法
(3) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業 運行距離又は営業運航距離

エネル ギーの 種類	単位	連携省エネルギー措置に係る 実際のエネルギー使用量 数値 熱量GJ		ネルギー措置を踏 ネルギー使用量 熱量GJ	連携省エネルギー措 置を踏まえた営業運 行距離又は営業運航 距離			

第2表 貨客輸送連携省エネルギー措置に係る輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

器具の名称	器具の概	要使用状況	導入、改造又は
			廃棄の状況

第3表 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計及びエネルギーの使用量

1. 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

	年度	対前年度比(%)
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業 運航距離の合計(連携省エネルギー措置を踏まえた もの)		

2. エネルギーの使用量

	年度	対前年度比(%)
連携省エネルギー措置を踏まえた エネルギーの使用量(原油換算 k 1)	Ø	

第4表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

1. エネルギー消費原単位

		年度	対前年度比(%)
連携省エネル ギー措置を踏 まえたエネル = ギー消費原単 位	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置 を轄まえたエネルギーの使用量 (原油鉄算 k 1) (②・1) 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距 離又は営業運動距離の合計(連携省エネル ギー措置を踏まえたもの) ②		

備考 「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(②・1)」は、③の非化石燃料に対して、法第5条第1項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2. 電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比(%)
連携省エネル	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連		
ギー措置を踏	携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー		
まえた電気需	= の使用量(原油換算 k 1) (②'-1')		
要最適化評価	個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離 又は営業運航距離の合計(連携省エネルギ		
原単位	一措置を踏まえたもの) ⑦		

備考 「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (⑦・1)」は、⑦の非化石燃料に対して、法第5条第1項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間 平均原単位変化
連携省エネルギー 措置を踏まえたエ ネルギー消費原単 位						
前年度比(%)		⊗	<b>(9</b> )	©	0	

2 雷気需要最適化評価原単位

電気使用	分		□ 月別 □ 時間別			
	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間 平均原単位変化
連携省エネルギー 措置を踏まえた電 気需要最適化評価 原単位						
前年度比(%)		<b>®</b> '	®'	©,	Φ'	

第6表 その他貨客輸送連携省エネルギー措置に関して実施した措置

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

	措	置	Ø	概	要
Ī					
_					

2. 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

 	• • •			
措	置	n	概	要

[備 考]

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 2 報告書目頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載す スニレ
- ること。 4 報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。
- 5 第1表の1及び2 (3) の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
- 6 第1表の1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 7 第1表の1の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 8 第1表の1及び2 (3) のうちG J (ギガジュール) を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をT J (デラジュール)、P J (ペタジュール) にかえて記入することができる。
- 9 第1表の1、第3表の1及び2並びに第4表の1及び2の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「新館年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値 (第3表の1及び2並びに第4表の1及び2については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

- 10 第4表の1の「エネルギー消費原単位」とは、個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合 計の単位当たりのエネルギー消費量をいう。
- 11 第4表の2の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。
- 12 第5表の1及び2の上段の欄には、当該年度を含む底近5年間の年度を記入すること。また、同表の1の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の2の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 13 第5表の1及び2の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。 (1) エネルギー消費原単位
- 5年度間平均原単位変化(%) = ( $\mathbb{A} \times \mathbb{B} \times \mathbb{C} \times \mathbb{D}$ ) $^{^{1/4}}$  (%)
- (2) 電気需要最適化評価原単位
- 5年度間平均原単位変化(%) = ( $ext{@}' \times ext{@}' \times ext{@}' \times ext{@}')$  (%)

### 様式第22(第28条関係)

	※受理年月日
	※処理年月日
輸送能力届出書	F
国土交通大臣 殿	
	年 月 日
住 所	
法人名	
代表者の	役職名
代表者の	
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギ	
項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。	·> ADE TICK 1 DICH #110 K #1
事 業 者 名	
Ŧ	
主たる事務所の所在 電 話( ―	— )
- r A A ( —	- )
e-mail(	,
輸送能力 (*****	
朝 区 能 刀 年度末	トン
備考	
特定輸送事業者指定	
番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
   2 ※印を付した欄には記述しないこと。
   3 次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第16条第2項の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備等の欄に記入すること。
  - 4 既に特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」 の欄に当該特定輸送事業者指定番号を記入すること。

### 様式第23(第30条関係)

				<b>※</b> 受	理年	月日				
				※用	対消年	月日				
	特定航	· 空輸送事業者	旨定:	取消申	出書					
国土交通大臣 殿										
							年	月		日
		住 j	听							
		法人:	名							
		代表	者の:	役職名	5					
		代表	者の.	氏名						
エネルギー	-の使用の合理化及	び非化石エネ	レギ	—~σ	)転換	等に	関する	5法律	第14	13条第
項の規定に基	らづき、特定航空幅		定の	取消し	を申	し出	ます。			
	特定輸送事業者 指定番号	<b></b>								
	事 業 者 名									
航空輸送 事業の概 要	主たる事務所の所在地	電話( FAX( e-mail(	-	 	_		)			
	輸送能力 (年度末)									トン
指定の取 消しを申 し出る理 由										

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
   2 ※印を付した欄には記述しないこと。
   3 輸送能力の欄については、前年度の末日における輸送能力を記入すること。
   4 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、輸送能力がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第16条第2項の基準以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

**様式第24** (第31条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

# 中長期計画書

国土交通大臣 殿

月

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 144 条の規定に基づき、次のとお

### I 特定航空輸送事業者の名称等

1 特定航空輸送事業	者の名称等					
特定輸送事業	者指定番号					
事業者名						
主たる事務所の所在地	電話 ( FAX ( e-mail (	- -	- -	) )		
中長期計画書の提 出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、 当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の 中長期計画書の提出免除を 希望する					

II エネルギーの使用の合理化に関する計画1. 計画期間

年度 ~

2. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

対 策	計 画 内 容	実施時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 k1/年)

3. 前年度計画書との比較

対 策	削除された計画	理	由
対 策	追加された計画	理	由

4.	その他計画に関する事項			

Ш	非化石エネルギーへの転換に関する計	- 画i

1. 計画期間

年度 ~ 年度 □計画内容に変更なし

- 非化石エネルギーへの転換の目標 2-1. 定量的な目標
- (1) SAFの使用割合

	目標
	年度
使用燃料全体に占めるSAFの使用量の割合	%

### (9) その納定量的か日搏

(2) その他定量的な	日保	
年度	内容	目標数値

### 2-2. 定性的な目標

2-2. 定性的な目標	
年度	内容

### 3. 目標を達成するために取り組む措置(計画内容)

内容	実施時期
I	

### 4. 前年度計画書との比較

削除された目標・取組措置	3	里 1	由
追加された目標・取組措置	3	里 1	由
追加された目標・取組措置	3	里	由

	5.	その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報
--	----	-----------------------------

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

  - 2 計画書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。 3 Ⅱの2の「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。
  - 4 Ⅱの2の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度に
  - 4 IIの2の 1-4・ルギー 使用合理化別件効果 の欄には、基準甲度を報か手及とし、計画売 1 平長に おける年間エネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「k 1」により記入すること。 5 IIの3及びIIの4には、IIの2並びにIIの2及び3について、それぞれ前年度と比較して記入する こと。なお、該当する項目が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。 6 IIの4には、IIの2の欄に記入した計画に関連する上位の計画(グループ企業全体に関連するプロ
  - ジェクト、全体計画等) がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の 位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付す ること。

**様式第25** (第32条関係)

※受理年月日	
※加畑年日日	

# 定期報告書

国土交通大臣 殿

月

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第145条第1項の規定に基づき、次 のとおり報告します。

特定輸送事業	者指定番号						
特定排出者番	号						
事業者名							
主たる事務所の所在地	電話 ( FAX ( e-mail (	- -	_	)			

### 第1表 エネルギーの使用量

					使用	量
	35.2	ャルギー	の種類	単位	年度	熱量 GJ
			揮発油	k 1		
			ジェット燃料油	k 1		
			軽油	k 1		
			A重油	k 1		
			B・C重油	k 1		
			液化石油ガス			
	化石燃	料	(LPG)	t		
			液化天然ガス			
			(LNG)	t		
			石炭(	t		
			都市ガス	+f m 3		
			(CNGを含む。)	1 m s		
			その他(			
化石燃		化石炉	5料小計(原油換算 k 1)			
		- 1	化石燃料小計 (GJ)			
			バイオエタノール	k 1		
			バイオディーゼル	k 1		
=11	比石紫	r-wil.	SAF	k 1		
91	PIGHN	25471	水素	t		
			アンモニア	t		
			その他 ( )	( )		
			燃料小計 (原油換算 k 1)			
			化石燃料小計 (GJ)			
		化石	電気事業者からの買電	手kWh		
	軍雷		その他 (上記以外の買電)	手kWh		
		非化石		+ k W h		
		由来	C ID (SSREOT) SCIED	手kWh		
			太陽光	手kWh		
雷気		非燃料	風力	手kWh		
	自家		地熱	+ k W h		
	発電		水力	手kWh		
			その他 ( )	+ k W h		
		燃料	化石由来	f k W h		(₩
		由来	非化石由来	f k W h		(₩
	L		の他 ( )	f k W h		
	4		(原油換算 k 1)	f k W h		
		電気	小計 (GJ)	+ k W h		
			合 計GJ			
			原油換算 k l			
			前年度原油換算 k 1			

- 個考 1 「質量」については、一般送配電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9 号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をい
  - 2 熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)で定める換算係数を使用すること。 3 (※)に記入する熱量検算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した
  - 値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

			年度							
時間帯		単位	使用量			を除いた ・一使用量	連携省エネルギー分の エネルギー使用量			
			数值	原油換算 kl	数值	原油換算 kl	数值	原油換算 kl		
	4月	f kWh								
	5月	千 kWh								
	6月	+ k₩h								
	7月	+f k₩h								
	8月	f kWh								
月	9月	f kWh								
別	10月	千 kWh								
	11月	千 kWh								
	12月	千 kWh								
	1月	+ k₩h								
	2月	+ k₩h								
	3月	+ k₩h								
珥 琲	出力制御 時間帯	+ k₩h								
帯	需給が厳しい 時間帯	f k₩h								
81	その他の時間 帯	f k₩h						,		
	合計		_		_					

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別 による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制 御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入する
- 2 原油換算 k1 欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し た値を記入すること。 3. 電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

<ul><li>・ 地入り四口的血が口に口のついい。</li></ul>	自当事会にいる世界	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
~		kWh
~		kWh
~		kWh

4. 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

7	· PEXIMITE X 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	した地グルクをかり入ります	2.D D J D J C NV. 2) IH 4K	
	メニュー名	使;	非化石メニューにおける 非化石割合又は 非化石証書使用状況	
	1.	kWh	kl	96
	2.	kWh	kl	96
	3.	kWh	kl	96

第2表 輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

器具の名称	쁆	具	Ø	概	要	使	用	状	況	導入、改造又は 廃 棄 の 状 況

- 第3表 輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる
- 量を覚定し、当該輸送ことに算定した量を合算して得られる量及びエネルギーの使用量 1. 輸送ごとにその航空機を使用して有債で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算 定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量

	年度	対前年度比(%)
輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された 旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量 を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得 られる量	A	

2. エネルギーの使用量

	年度	対前年度比(%)
エネルギーの使用量 (原油換算 k 1)	<b>Ø</b>	

### 第4表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

### 1. エネルギー消費原単位

		年度	対前年度比(%)
エネルギー	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k 1) (⑦)		
消費原単位	輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を 合算して得られる量(⑦)		

備考 「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(①)」は、①の非化石燃料に対して、法第5条第1 項に規定する判断の基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

### 2. 電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比(%)
電気需要最適化評価原単位	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を替まえた エネルギーの使用量(原油検算 k l )(②・1) = 輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量(②)		

備考 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (①·1)」は、①の非化石燃料に 

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネル ギーの使用状況 1. エネルギー消費原単位

	エネルギー消	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位 変化
J.	ネルギー消費 原単位						
	前年度比		<b>(A)</b>	8	©	0	

### 2. 電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分			□ 月別 □ 時間別				
	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位 変化	
電気需要最適化 評価原単位							
前年度比		8	<b>B</b>	Ô	Ô		

3. 非化石エネルギーの使用状況

3-1. 非化石エネルギーの使用状況

使用燃料全体に占めるSAFの使用状況							
年度	年度	年度	年度	年度			
%	%	%	%	%			

3-2. その他非化石エネルギーの使用状況

	エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化	石エネルキ
	使用割合が向上しなかった場合の理由	
	5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(イ)、又に	はエネルギ
	単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ロ)にその理由	
(1)	り理由	
(17)	り理由	
(-)	7-EH	
i de	イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。	
12	1/ XU (P) XICW3 / UWG (	
18 -	- F 在限の番号を開発しては、対けでは、サンド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	TO LAMB OF
	5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、	又は電気
	化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(二)にその理由	
(M)	り理由	
(=)	20理由	
(=)	7)理由	
(=)	の理由	
(=)	9理由	
(=)	7/理由	
	D理由 ハ) 及び(ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。	
考	ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。	
背考		
背考	ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。	

第7表	エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況							
対象項目							
取組方針の 作成とその効果等 の把握	取組方針の策定  □ 策定している □ 策定していない  ⑥ 策定していない  ⑥ 策定していない  ⑥ 変変を変越している □ 大地を実施している □ 無能とないない	<ul> <li>査工本権連体制・ 責任者の設置</li> <li>全ての部門で実施している</li> <li>一大半の部門で実施している</li> <li>一本部の部門だけ実施している</li> <li>」ま施していない</li> </ul>	責任者による取組 の状況(計画の第 定、報告等) □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施していない □ 実施していない	省エネに関する			
省エネ輸送用 機械器具の使用	<u>省工本航空機</u> の導入 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	<ul><li>省エネに資する 器具の導入</li><li>全てで実施している</li><li>大半で実施している</li><li>一部だけ実施している</li><li>多</li><li>実施していない</li></ul>					
省エネ運転・操縦	<u>省エネ運転・操縦</u> □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	<ul><li>搭載物の改善</li><li>全てで実施している</li><li>大半で実施している</li><li>一部だけ実施している</li><li>ま 変施していない</li></ul>	<u>地上運用に</u> <u>おける省エネ</u> □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施していいる □ 実施していない				
輸送能力の高い 輸送用機械器具の 使用	輸送用機械器具の最適化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない						
輸送能力の 効率的な活用	<ul><li>積載率の向上</li><li>全てで実施している</li><li>大半で実施している</li><li>一部だけ実施している</li><li>実施していない</li></ul>	回送航行距離の縮減 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない					
その他	他の事業者等関係者との 連携強化 全てで実施している 一 大半で実施している 一 一部だけ実施している る □ 実施していない						

を その他実施した措置					
接 屋 の 概 要  潜 屋 の 概 要  潜 屋 の 概 要  計 屋 の 概 要  計 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要					
接 屋 の 概 要  潜 屋 の 概 要  潜 屋 の 概 要  計 屋 の 概 要  計 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要  お 屋 の 概 要	長 その他実施した措置				
諸気の需要の最適化に資する措置に関する事項		関する事項			
措置の概要  非化石エネルギーへの転換に関する事項  措置の概要  措置の概要  ・ 二酸化炭素の排出に係る事項  ・ 本ルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  ・ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  ・ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(+CO <sub>2</sub> )		措置の概	要		
措置の概要    作置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    正験化炭素の排出に係る事項   ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量   年度   エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(+CO <sub>2</sub> )					
措置の概要    作置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    正験化炭素の排出に係る事項   ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量   年度   エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(+CO <sub>2</sub> )					
措置の概要    作置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    正験化炭素の排出に係る事項   ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量   年度   エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(+CO <sub>2</sub> )					
措置の概要    作置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    正験化炭素の排出に係る事項   ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量   年度   エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(+CO <sub>2</sub> )					
措置の概要    作置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    正験化炭素の排出に係る事項   ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量   年度   エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(+CO <sub>2</sub> )					
措置の概要    作置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    指置の概要    正験化炭素の排出に係る事項   ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量   年度   エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(+CO <sub>2</sub> )					1
*化石エネルギーへの転換に関する事項	意気の需要の最適化に資する	措置に関する事項			-
措 置 の 概 要  《 二酸化炭素の排出に係る事項 : ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  年度  エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO <sub>2</sub> )		措置の概	要		
措 置 の 概 要  《 二酸化炭素の排出に係る事項 : ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  年度  エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO <sub>2</sub> )					
措 置 の 概 要  《 二酸化炭素の排出に係る事項 : ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  年度  エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO <sub>2</sub> )					
措 置 の 概 要  《 二酸化炭素の排出に係る事項 : ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  年度  エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO <sub>2</sub> )					
措 置 の 観 要  - 二酸化炭素の排出に係る事項 - 二酸化炭素の排出に係る事項 - ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 - エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(+CO <sub>2</sub> ) - 世寒 - は取り作道に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は					
措 置 の 観 要  - 二酸化炭素の排出に係る事項 - 二酸化炭素の排出に係る事項 - ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 - エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(+CO <sub>2</sub> ) - 世寒 - は取り作道に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は					
措 置 の 観 要  - 二酸化炭素の排出に係る事項 - 二酸化炭素の排出に係る事項 - ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 - エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(+CO <sub>2</sub> ) - 世寒 - は取り作道に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は					
	化石エネルギーへの転換に				1
ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) と映温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は		措置の概	要		
					j
ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) と映温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は					
ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) と映温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は					
ネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) と映温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は		utr-esi			
年度 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2)  地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は			排出量		
球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく命令に定める算定方法又は	The Contract of Co	1.70 - KILON - 2	DI HALAMA	年度	1
	エネルギーの使用に伴って	発生する二酸化炭素	の排出量(t-CO <sub>2</sub> )		
				•	_
最なる算定方法又は係数の内容 			去律第 117 号)に基っ	づく命令に定める算定	三方法又は
	異なる算定方法又は係数の内:	容			7
					1

3. 権利利益の保護に係る請求の有無

3. 権利利益の体験に、呼る前水や有無 上記1. の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第1項に定める「温室効果ガス算定排出量の情 報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が書されるおぞれがあると 思料するとき」の請求に係るものであることの有無(該当するものどちらかに○をすること) 1. 有(別添のとおり) 2. 無

4. 情報提供の有無 上記1. の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定によるエネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無(該当するものどちらかに〇をす ること)

1. 有(別添のとおり)

[備 考]

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 3 報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。
- 4 報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記 動せること
- 5 第1表の1の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量機算した値を記入すること。
- 6 第1表の1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 7 第1表の1の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 8 第1表の1のうちGJ (ギガジュール)を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ (テラジュール)、PJ (ペタジュール) にかえて記入することができる。
- 9 第1表の1及び2、第3表の1及び2、第4表の1及び2並びに第9表の1の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表(第1表の2及び第9表の1を除く。)の「知前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値(第3表の1及び2並びに第4表の1及び2については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

- 10 第2表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 11 第4表の1の「エネルギー消費原単位」とは、輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのエネルギー消費量をいう。
- 12 第4表の2の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。
- 13 第5表(3-2を除く。)の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、同表の1の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の2の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 14 第5表の1及び2の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗供となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。 (1) エネルギー消費原単位
- 5年度間平均原単位変化 (%) =  $(A \times B \times C \times D)^{1/4}$  (%)
- (2) 電気需要最適化評価原単位

5年度間平均原単位変化(%) = ( $\mathbb{A}$ '× $\mathbb{B}$ '× $\mathbb{C}$ '× $\mathbb{D}$ ') (%)

- 15 第6表の1は、「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。 また、第6表2は、「(二)の理由」が「(ハ)の理由」と同様になる場合には、「(ハ)と同じ」と記入してもよい。
- 16 第7表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。
- 17 第 9 表の 1 の欄(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量)には、燃料の使用に伴って発生する 二酸化炭素の排出量を記載すること。
- 18 第9表の2の欄(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法 又は係数の内容)には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定 方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

様式第26(第34条関係)

※受理年月日 ※処理年月日

光ディスク提出票

住 所

殿

年 月

法人名 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 条第 項 の規定による計画書又は報告書の提出に記載すべきこととされている事項を記録した光 ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

- 1. 光ディスクに記録された事項
- 2. 光ディスクと併せて提出される書類

作成担当者連絡先

成	担当者連絡先	
	所 在 地	Ŧ
	事業所名	
	所属部課	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	e - m a i 1	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ※印を付した欄には記入しないこと
  - る 法令の条項については、当該計画書又は報告書の提出の適用条文名を記載すること。
  - 4 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理器号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。 5 光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該計画書文は報告書の
  - 5 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該計画書又は報告書の 提出の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項 を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
  - 6 該当事項がない欄は、省略すること。

様式第27(第37条第1項関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

鹏

月 日 住所 法人名 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令第37条第1項の規定に基づき、同令第2条、第8条、第24条第29項及び第28条の届出書、第4条、第10条及び第30条の申出書、第5条第1項、第1 1条第1項、第19条第1項及び第31条第1項の計画書、第6条、第12条、第20条、第26条及び 第32条の報告書又は第15条第1項、第22条第1項及び第23条第1項の申請書の提出に係る電子 情報処理組織の使用について届け出ます。

### 作成担当者連絡先

・)仄1旦コ1日 注解力	-					
特定排	出者番号					
特定事業者番号、特定連鎖化事 業者番号又は認定管理統括事業 者番号						
特定荷主番号又は 認定管理統括荷主番号						
特定輸送事業者指定番号又は認 定管理統括貨客輸送事業者指定 番号						
	りがな) 業者名					
	りがな) f在地	₹				
	部署					
担当者	(ふりがな) 氏名					
	電話番号		_	_		
	メールアドレス					

- 備考 1 ※印を付した欄には記入しないこと。
   2 宛先の欄には、国土交通大臣又は輸送事業者の主たる事業所の所在地を管轄する地方運輸局長を記載すること。
   物定排出者部号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定連相者ごとに付きれた書号を記載すること。
   4 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号及び特定術士番号又は認定管理総括商主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合にお連せること。 定荷主番サ又は認定管理総括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が行した番号 がある場合に記載すること。 5 特定輸送事業者指定番号又は認定管理被括貨客輸送事業者指定番号の欄に は、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。 6 この用紙の大きさは、日本産業規格44とすること。

梯式第980		

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用変更届出書

月 日

住所 法人名 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令第37条第3項の規定に基づき、同条第1項の規 定に基づいて届け出た電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありまし たので届け出ます。

麥甲事項

変更前

変更後 作成担当者連絡先

F灰担ヨ省理解フ	E .					
特定排	非出者番号					
特定事業者番号、特定連鎖化事 業者番号又は認定管理統括事業 者番号						
特定荷主番号又は 認定管理統括荷主番号						
特定輸送事業者指定番号又は認 定管理統括貨客輸送事業者指定 番号						
(ふりがな) 事業者名						
(ふりがな) 所在地		=				
	部署					
担当者	(ふりがな) 氏名					
	電話番号		_	_		

- 備考 1 ※印を付した欄には記入しないこと。
   2 宛先の欄には、阻土交通大臣又は輸送事業者の主たる事業所の所在地を管轄する地方運輸局長を記載すること。
   3 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
   4 特定事業者番号、特定連載化事業者番号又は認定管理統括事業者番号及び特定的表面。
  - 定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - かのかのこに転収うること。 5 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄に は、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。 6 この用紙の大きさは、日本産業規格44とすること。

	第3項關係)	

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 住所 法人名 代表者の役職名 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省合第37条第3項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号 作成担当者連絡先

	_							
特定排出者番号								
特定事業者番号、特定連鎖化事 業者番号又は認定管理統括事業 者番号								
特定荷主番号又は 認定管理統括荷主番号								
特定輸送事業者指定番号又は認 定管理統括貨客輸送事業者指定 番号								
(ふりがな) 事業者名								
(ふりがな) 所在地		₹						
	部署							
担当者	(ふりがな) 氏名							
	電話番号							
	メールアドレス							

備考 1 ※印を付した欄には記入しないこと。

- 2 宛先の欄には、国土交通大臣又は輸送事業者の主たる事業所の所在地を管轄 する地方運輸局長を記載すること。 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、 特定排出者ことに付された番号を記載すること。 特定事業者番号、特定進働化事業者番号又は認定管理統括事業者番号及び特 定荷主番号又は認定管理総括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号 があると思わて記載さる。
- た明二曲サスは砂た自己総合に同主音サン側には、別途距が医来入肛が引した音サ がある場合に記載すること。 5 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄に は、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。 6 この用紙の大きさは、日本産業規格科とすること。